

被害者参加の視点から検察官の義務に関する考察

—イギリスの議論を手がかりに—

吉 村 真 性

I：問題設定

- (1) はじめに
- (2) 分析アプローチ
- (3) 前提となる法制度・法令等の概略

II：ホールの見解に対する分析

- (1) ホールの問題意識と基本的立場
- (2) 刑事司法における被害者らの位置づけ
- (3) 類型的分析方法の活用
- (4) 国際的風潮とイギリス国内法整備
- (5) 被害者に関する検察官の役割について
- (6) 法的執行力の問題
- (7) ホールの結論に対する分析

III：CPS政策局側の見解に対する分析

- (1) ジョーンズらの問題意識と基本的立場
- (2) 警察からCPSへの説明責任の移転
- (3) 被害者の利益を「考慮する」義務・責務
- (4) 検察官の独立性を害するかどうかの検討
- (5) 証人保護部（Witness Care Unit）の設置
- (6) ジョーンズらによるホールへの反論
- (7) 二つの追加的スキームについての分析

(8) ジョーンズらの結論に対する分析

IV：考察

(1) 訴追判断手続について法規範の確認

(2) 考察

V：結語

I：問題設定

(1) はじめに

日本では2007年に刑事訴訟法を改正する形で被害者参加人による参加（同法316条33以下）が導入された。その中では被害者参加人と検察官とのコミュニケーションを促すために、「検察官の権限行使に関して被害者による意見表明と検察官による説明義務規定」（同法316条の35）も設けられた。「被害者参加人」制度自体は、概して検察官を媒介する形で裁判所が相当と認めた時に参加が認められる方式が採られている。このように現行法上、検察官と被害者参加人との関わりは不可欠となっている。ところで、イングランド・ウェールズ（以下、イギリスと称する）の刑事手続においても犯罪被害者と検察官との関わりが注目されている。確かに日本の検察官制度は、本稿で対象とするイギリスとは沿革的・制度的背景が異なるものの、被害者に対する検察官の義務を検討する点で、イギリスにおける議論は慎重且つ本質的なものであり、日本の分析にも極めて有益な視点を提供すると思われる。

イギリスの刑事手続において、検察官は犯罪被害者に対して如何なる義務を負い、その義務の本質は如何なるものであろうか。この問題を検討することは、検察官と被害者との相互関係を探る上でも重要な視点である。そこで次に、そ

1 イギリス検察庁の創設までの過程とその後の現状とその改革について詳細な研究を展開しているものとして、小山雅亀『イギリスの訴追制度—検察庁創設と私人訴追主義—』（成文堂、1995年）。

の前提として被害者に対する政府のビジョンを概観して問題提起を行うこととする。

2002年7月に政府が発表した白書（White Paper, “*Justice for All*”：以下、2002年白書と略す場合がある）では、被害者を刑事司法の「中心に置く²」と位置づけられた。この2002年白書は、その目的を一層効果的に達成することに向け、刑事司法制度を改革し現代的なものにするための政府の見解を表明したものであった³。その基本的スタンスには、賛否があり、それは「刑事司法における既存のアンバランスを被害者と証人に有利な方向で改善しようとするもの」と評される一方で、その点に関して、強い批判もあるとされている⁴。当該白書の中で、被害者らの「権利」として提案された内容を列挙すると次のものがある⁵。(鉤括弧及び下線は筆者が追加)

- 全ての犯罪被害者が、刑事司法機関に期待できる「保護、実用的支援、情報に関する権利」について規定する被害者実務規範を策定し立法化すること。
- CJSの機能を修正させることを通じ、如何にして被害者らの「ニーズ」を一層満たすようにするかについて提示する被害者及び証人らのための全国的な戦略を年内に公表すること。
- 被害者実務規範が遵守されても尚、不満を持つ被害者や証人らのために、議会行政監察官に対する苦情申立ての「権利」を導入すること。

さらに2005年11月に内務省（Home Office）は「人生の再建：犯罪被害者の支援（“*Rebuilding Lives: supporting victims of crime*”）」諮問書を発表して、

2 Home Office, *Justice for All*, CM. 5563 (2002), at para. 0.2.

3 *Id.* at Forward.

4 小山雅亀「イギリスの刑事訴追制度の動向—イギリス検察庁をめぐる近年の動きを中心に」西南学院大学法學論集35巻3・4号（2003年）142頁。

5 CM. 5563, *supra note 2*, at 37.

被害者の立ち直りに向けた刑事司法改革を目指すことを示した⁶。その後も政府は、被害者のための改革の方向性を踏襲する形で2007年11月、「2008年から2011年までの戦略的計画 (*A Strategic Plan for 2008-2011*)」⁷を公表した。この中でも、2011年までに実現を目指すビジョンの一つとして、「刑事司法制度の中心に被害者たちのニーズを置く」ことが挙げられた。それを具体化するものとして、後述する“Victims’ Advocate Scheme”と、イギリス検察庁 (Crown Prosecution Service : 以下CPSと略す) による“Victim Focus Scheme”(以下、VFスキームと略す場合がある)⁸といったプログラムを運用し、「刑事司法制度において被害者らに発言を与えるための対策」を強化することが掲げられた⁹。

しかし、こうした政府の方向性に警鐘が鳴らされることになる。2009年8月、庶民院司法委員会 (House of Commons Justice Committee) は、刑事司法制度における検事 (CP) の役割についての報告書 (以下、庶民院2009年報告書と呼称することがある)¹⁰を公表した。2009年報告書は、CPSの役割と責務を計画立てて、改革のための多くの勧告を提示するものであった。そこでは、被害者に関する検察官の役割が一般的に誤解されているという警告が示された。それは、次のように警告した。:

「被害者らの見解 (views) が刑事司法制度の中心であることや、検察官が被害者らの擁護者 (champion) であるということを被害者に話すことは、現実についての有害な虚偽

6 奥村正雄「イギリスにおける犯罪被害者対策の最近の取組」被害者学研究17号73頁。

7 HM Government, “Working Together to Cut Crime and Deliver Justice: A Strategic Plan for 2008-2011”, Cm 7247 (CJS, November 2007). <http://www.official-documents.gov.uk/document/cm72/7247/7247.pdf> (last accessed, 28 February 2012).

8 上記二つのスキームの内容については、拙稿「イギリスにおける被害者参加の位置づけに関する一考察」犯罪と刑罰20号 (2010年) 143頁で紹介しているので、本稿では必要最小限の言及にとどめる。

9 Cm 7247, *supra* note 7, at 10.

10 House of Commons Justice Committee, Ninth Report of Session 2008-09, *The Crown Prosecution Service: Gatekeeper of the Criminal Justice System*, HC Paper No. 186 (2009). なお、当該報告書は、2009年1月にイギリス検察庁 (CPS) を対象に実施された。

の表現 (a damaging misrepresentation of reality)」である。高められた期待は、必然的に裏切られるであろう。さらに、刑事司法制度は、個人よりも公衆を代表するように設計されており、そこには正当な理由も存在する。CPSの役割は訴追に関する決定についての独立した決定者として重要なものである。被害者らの期待に現実的に対処するために、被害者に対してこの役割を明確に説明することが、不可欠である¹¹]

果たして、「被害者を刑事司法の中心に置く」という政府側のフレーズは、単なる政治的レトリックであろうか、それとも真の位置づけであろうか。それが如実に現れるのは、「被害者に対する検察官の義務・役割」についての議論である。

この点を分析する上で有益な議論として、本稿では、現在の状況を批判的に分析するマッシュュー・ホール (Matthew. Hall) と、CPSで政策立案に係る立場として分析を展開したダン・ジョーンズ (Dan. Jones) らの議論に注目する。とりわけ本稿では、この問題を直視する文献として、ホール¹²が執筆した“The Relationship between Victims and Prosecutor: Defending Victims’ Rights?”, [2010] Criminal Law Review, 31. と、CPS政策局のジョーンズ¹³らが執筆した“The Relationship between Victims and Prosecutor: Defending Victims’ Rights? A CPS Response”, [2010] Criminal Law Review, 212. を素材として取り上げる。但しその際、そのままこれらの文献を紹介するのではなく、適宜彼らの見解を抽出した上で、関連する制度や法令等を彼らがそれぞれどのように捉えながら論理を展開しているのかを意識しな

11 *Gatekeeper of the Criminal Justice System*, HC Paper No. 186 (2009), *supra* note 10, at para. 83.

12 執筆当時、シェフィールド大学 (University of Sheffield) で刑事学と法律を担当するレクチャーラー (Lecturer) である。著書に、Matthew. Hall, *Victims and Policy Making: A comparative perspective*, (2010, WILLAN PUBLISHING). があり、被害者に関する政策を比較法的に分析している。

13 執筆当時、ダン・ジョーンズ (Dan Jones) はCPS政策局 (Policy Directorate) でチーム・リーダー (Team Leader) を努めており、ジョージー・ブラウン (Josie Brown) は、同局で上席政策アドバイザー (Senior Policy Advisor) を努める肩書きである。

がら考察していくこととする。さらに素材の論理展開に配慮しながらも、適宜解説や分析を加えていくことで、論理の背後にある全体像をつかみながら考察を試みる。また、本稿での分析の特徴は批判的分析を展開するホールの議論を取り上げることで、そこに内在する矛盾を把握することができることと、その一方でCPS政策局に所属するジョーンズらの議論を取り上げることでCPS側の考えを探ることができ、イギリスの直面している状況を両面から捉えることができる点にある。

なお本稿では、「犯罪」被害者に¹⁴焦点を当てることと、文脈に応じて便宜上、犯罪被害者、その家族、及び証人を「被害者」という表現で総称する場合があること、さらに、被害者に関連する法律・規範・誓約等の法令及び関連条文を便宜上一括して「被害者関連法令」と総称する場合があることを予めお断りしておく。

(2) 分析アプローチ

では本論に入る前に、本稿が依拠する分析手法を説明する。本稿が分析に活用する「三極モデル」の構造とは、筆者が分析手法として考案したものであり、被害者参加を巡り刑事手続に内在する三つのモデルの相関関係を示したものである(図1参照)¹⁵。第一に、「犯罪統制モデル」である。これは、犯罪者を効率的に処罰し、適切な刑罰を与えることに重点を置く。第二に、「適正手続モデル」である。これは、被告人の権利と手続の厳格さを重視するモデルである。第三に、「被害者参加モデル」である。これは、被害者への尊厳・尊重を認めて、被害者の意思を尊重する立場であると言える。

特筆すべき事は、これらの各モデルは、被害者参加を巡って相互に「対立する」側面と「共通する側面」を持ちながら関連し合って機能しているものと考

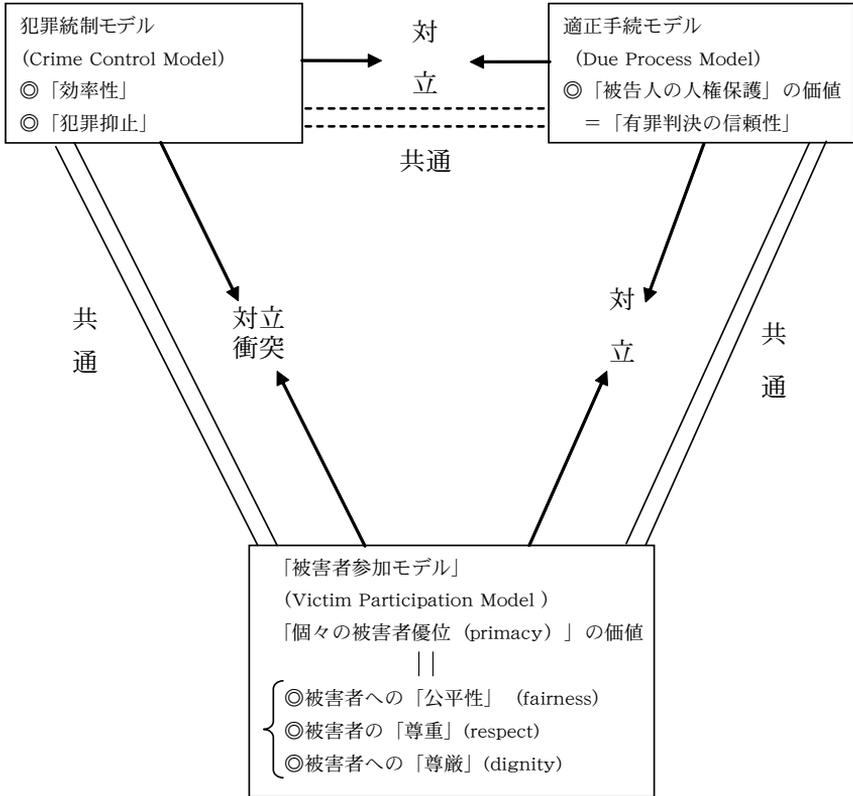
14 本稿における「犯罪被害者」は、ここで取り上げる法制度の対象者を指す。

15 「三極モデル」の構造について詳しくは、拙稿「刑事手続における被害者参加論(一)」龍谷法学39巻2号(2006年)23頁以下参照。

える。従って、今後それら各モデル相互の分析を集積していくことで、最も「調和」のとれた妥当な解決策を見出す可能性を有しているのではないかというのが、筆者の持論である。

とりわけ、ホールとジョーンズらの議論を分析することは、検察官と被害者との関係を本質的に解明する上で重要であると考えられる。さらに、彼らの議論は、効率的な処罰を重視する犯罪統制モデルと、被害者の利益・権利を重視する被害者参加モデルとの相互関係を解明する上で極めて有益な手がかりとなる。なお、三極モデル間の構造を示すものとして、下記図1¹⁶を掲載する。：

16 吉村・前掲注15・龍谷法学58頁参照。



(図 1 : 三極モデルの構造図) : 龍谷法学39巻 2 号58頁掲載。

【特徴】

- ①本来、「犯罪統制モデル」と「適正手続モデル」との価値は、対立するのみであるが、「被害者参加モデルの価値」が加わることにより、対立していた両者は共通する側面も有する構造に変化する。
- ②「被害者参加モデル」の価値は、「犯罪統制モデル」及び「適正手続モデル」のいずれの価値とも、共通する側面を有する反面、対立する側面も有する。
↓従って
- ③理論的には、「適正手続モデル」の価値を基本としながら、「被害者参加モデル」の価値を一定の範囲で取り込むことは可能と考えられる。

(3) 前提となる法制度・法令等の概略

では次に、関連する主な法制度や法令について予め説明を加えることとする。

(A) 検事規範 (Code for Crown Prosecutors) について

まず検事規範 (Code for Crown Prosecutors : 以下、検事規範と略す) を挙げる。これは、1985年犯罪訴追法10条 (“Prosecution of Offences Act 1985”) の下で検事規範を公布する責務を検察長官 (Director of Public Prosecutor : 以下、検察長官と略す) が負うことになったことに始まる。¹⁷ 主として検事規範は、「訴追についての決定をする際に適用される一般原則に関して、検察官ら (prosecutors) にガイダンスを与える」ものである。なお、現在は2010年検事規範 (第6版) に置き換えられている。¹⁸

検事規範は、CPSと被害者との関係について次のように規定する。それは、「CPSは、依頼者のために役割を果たすソリシタラのような意味で、被害者たち、又はその家族たちのために役割を果たさない。検事ら (Crown Prosecutors : 以下、検事と略す) は、単に特定の個人の利益だけではなく、公益に基づいて役割を果たす¹⁹」と位置づけている。

しかしながら、その一方で検事規範には、次のような規定も見られる。それは、「被害者ら又はその家族らの見解 (“*The views of victims or their families*”)」に関する項目であり、その中では「訴追が公益の中で求められるかどうかを決定するにあたり、検察官は、犯罪がもたらした衝撃に関して被害者によって表明された見解を斟酌するべきである²¹」と規定されている。

17 CPS, *Code for Crown Prosecutors*, (2010) at para. 1.2. なお、1985年犯罪訴追法制定に至るまでの議論を分析しているものとして、上記の小山・注1前掲書籍76～77頁は同法10条が盛り込まれるまでの議論についても詳しく言及している。

18 CPS, *Code for Crown Prosecutors*, (2010) at para. 1.2.

19 CPS, *Code for Crown Prosecutors*, (2010) at para. 4.19.

20 CPS, *Code for Crown Prosecutors*, (2010) at para. 4.18-4.20.

21 CPS, *Code for Crown Prosecutors*, (2010) at para. 4.18. なお、「殺人事件、又は被害者が“Mental Capacity Act 2005”によって能力を欠く成人及び児童である場合で、適切な場合には、検察官らは被害者の家族により表明された見解を斟酌するべき」と規定されて

では、この規範がCPSにとってどのような意義を持つのか。この点、検事規範が次のように規定している。それは「検察官らは、事件を取下げ、又は実質的にチャージを変更する時で、被害者に対して決定を説明する義務を負う場合に被害者実務規範、及び関連する全てのCPSガイダンスに従わなければならない²²」と規定する。つまり、検察官らには被害者実務規範を遵守することが求められているのである。

(B) 被害者実務規範 (Code of Practice for Victims of Crime)

次に、「犯罪被害者のための実務規範 (Code of Practice for Victims of Crime: 以下、被害者実務規範と略す)²³」を挙げる。これは、刑事司法制度に被害者が期待できるサービスの基準を提示する。これは、2005年に公表され、2006年の4月から施行された。被害者実務規範は、あくまでも犯罪被害者らのみを対象としており、その点で犯罪行為に対する一般の証人に向けられるものではない²⁴。後述するように、これは、2001年の欧州連合理事会による枠組み決定を実行することを目的として、「DV、犯罪及び被害者法 (“Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004”）」の下で制定されたものである²⁵。なお、後述するホールの議論でも触れられるように、被害者実務規範は法律ではなく、その執行は各刑事司法機関の苦情処理手続 (complaints procedures) にとどまるが、被害者実務規範は、DV、犯罪及び被害者法という重要な制定法を根拠にしている²⁶。

いる。

22 CPS, *Code for Crown Prosecutors*, (2010) at para. 4.20.

23 Home Office, *Code of Practice for Victims of Crime* (2005).

なお、下記 CPS のサイトで当該規範の解説がある。

http://www.cps.gov.uk/legal/v_to_z/victims_code_operational_guidance/ (last accessed, 19 February 2012)

24 CPS, http://www.cps.gov.uk/legal/v_to_z/victims_code_operational_guidance/ (29 February 2012). もちろん、犯罪被害者としての証人を含む。

25 M. Hall, *supra note* 12, at 38, 98-99.

26 *Id.* at 149.

(C) 検察官誓約 (Prosecutors' Pledge)²⁷

さらに、2005年10月21日に法務総裁 (Attorney General : 以下、法務総裁と略す) により公表された「検察官誓約 (Prosecutors' Pledge)」²⁸は、被害者らが検察官らに期待できるサービスの基準を提示した。そこでは、10の誓約が公表された。その後、それらは“CPS Public Policy Statement on the Delivery of Services on the Victims”²⁹として示された。検察官が遵守しなければならない誓約の内容を挙げると、次の通りである。:

【以下、検察官誓約の内容】

誓約1. 「チャージの決定をする際に、被害者又はその家族のインパクトを斟酌する」誓約。

27 ここでの説明は、CPS,

http://www.cps.gov.uk/thames_chiltern/victim_and_witness_care/the_prosecutor_s_pledge/ (last accessed, 19 February 2012) 及び

<http://cps.gov.uk/publications/reports/2007/justice.html> (last accessed, 19 February 2012) から引用。なお、*Gatekeeper of the Criminal Justice System*, HC Paper No. 186 (2009), *supra* note 10 at para. 79. では、検察官誓約が2006年に公表されたと記載されていたが、正しくは2005年の誤りであると思われる。

28 なお、当該誓約の内容は、CPS のサイト上で確認できる。

http://www.cps.gov.uk/publications/prosecution/prosecutor_pledge.html (last accessed 28 February 2012).

29 http://www.cps.gov.uk/legal/v_to_z/public_policy_statement_on_the_delivery_of_services_to_victims/ (last accessed, 19 February 2012)。ここでの説明に基づいて若干の補足を以下で加える。誓約1. に関しては、そうすることで、検察官は、証人やVPS (Victim Personal Statement) を通して被害者の発言に耳を傾け、そのチャージが犯罪の性質を十分に反映することを期待される。また、誓約3. に関して、検察官は、そのような議論を促進するために、必要がある場合には、手続の延長を求めるとされている。さらに、誓約4. に関しては、被害者が最良の証拠を法廷で提供することができるように「特別措置 (“specific measures”）」を適用することや、被害者の身元を保護すること、及びメディアによる不適切な報道を防ぐことが目的である。最後に、誓約10. に関しては、事件が控訴院 (the Court of Appeal Criminal Division) への上訴の対象である場合に、被害者とその家族は、その審理について報告を受け、上訴の根拠や判決の効果を適切に説明されるとされている。

誓約2. 「チャージが取下げられたり (withdraw)、中断されたり (discontinue)、実質的に変更された場合に、被害者に報告をする」誓約。

誓約3. 「有罪答弁の受け入れを検討する場合に、(法廷に出廷する) 被害者又はその家族の意見を求める」誓約。

誓約4. 「被害者の特定の要求に取り組み、正当化される場合には、裁判所に対して適切な要求をすることにより、被害者らのアイデンティティ (identity) を保護することを求める」誓約。

誓約5. 「書面又はビデオによる陳述から記憶を呼び起こすように法廷で手助けする。また、法廷での手続やプロセスに関する被害者らの質問に答える」誓約。

誓約6. 「法廷で被害者と検察官との双方向コミュニケーション (two way communications between victim and prosecutor at court) を促進し、奨励する」誓約。

誓約7. 「被害者らの人格に関する不当又は不適切な攻撃から被害者らを保護し、反対尋問が不適當又は過酷なものであると考えられる場合には裁判所に介入を求めることができる」誓約。

誓約8. 「有罪判決に基づいて、被害者の人格を傷付ける弁護側の減輕 (defence mitigation) に対して確実に異議申立てをする」誓約。

誓約9. 「有罪判決に基づいて、補償 (compensation)、被害弁償 (restitution)、被害者の将来の保護について、適切な命令を請求する」誓約。

誓約10. 「いかなる上訴の進展も被害者らに報告を継続し、裁判所の判決についての影響を説明する」誓約。

上記の検察官誓約で求められる検察官の責務・義務を整理すると、「被害者への報告」及び「説明責任」、「被害者の見解を斟酌」、「被害者保護」といった内容に分類できる。

(D) “Victim Focus Scheme”³⁰について

ホールとジョーンズらは、“Victim Focus Scheme”についても分析しているため、予め当該スキームを簡単に紹介することとする。2007年10月1日からCPSは、殺人事件（以下では、謀殺及び故殺を含めて「殺人」と表現する）の遺族³¹を対象として、「全国的に」“Victim Focus Scheme”（以下、VFスキームと略称する場合もある）と呼ばれるプロジェクトを導入した。

捜査が開始された際に、遺族は警察の「家族連絡官（police Liaison Officer：以下FLOと略す場合もある）」に申請をすると、家族連絡官がCPSから提供されるサービスについて遺族に対し説明を行うことになる。その後、CPSは、その家族連絡官を通して、ミーティングの準備をすることになる。そして、「被疑者がチャージされた後に」、検察官と遺族とのミーティングが「任意で」行われることになる。そのミーティングでは、CPSから次の点について説明が行われる。：それは、①CPSの役割、②チャージについての説明、③訴追側により事件がどのように運用されるか、及び④裁判所での各審理（Court hearing）で予想されることについて説明である。さらに、検察官からVPS

30 以下、本項目での説明は、吉村・前掲注8・犯罪と刑罰154～155頁参照、CPS, VICTIM FOCUS SCHEME: CROWN PROSECUTION SERVICE: SERVICE FOR BEREAVED FAMILIES, (October 2007).

31 *Id.* at 2. によると、「遺族」の定義には恋人も含まれる。

(Victim Personal Statement：以下VPSと略す)³²についての説明も遺族側に加えられる。また、チャージが実質的に変更された場合、又は取り消された場合に、検察側が行った決定の理由についても遺族に説明される。その手続について簡単に整理したものが下記の図2である。：

(図2)：Victim Focus Schemeに関する手順を整理した図。(筆者作成図)

- ① 捜査開始。
↓
- ② 遺族からの申請に基づき「家族連絡官 (FLO)」の選任。
↓
- ③ FLOから、遺族に対してVFSに関する説明。
↓
- ④ FLOがチャージ等検察側からの情報を連絡 (及び“Victim Personal Statement”の作成) する責務を負う。
↓
- ⑤ 警察から全ての証拠が検察官に送られ、検察官がそれらの証拠を見直す。
↓
- ⑥ 検察官と遺族とのミーティング (meeting)。

↓
遺族の抱く疑問や不安への相談、CPSの役割・公判手続の説明、事件の進捗状況の説明、VPSの説明。(証拠について議論することはない)

32 とりわけ VPS の手続に関する詳しい説明は、吉村・前掲注8・犯罪と刑罰147頁以下参照。

このように“Victim Focus Scheme”における義務・役割の内容は、捜査開始後から遺族に対する「情報提供」、「制度や進捗状況等の説明」、及び「(疑問や不安への)相談」といったものに整理することができる。すなわち、これらの内容を通して検察官が被害者と「コミュニケーション」を図ることを目的とした制度と言える。以下で取り上げるホールとジョーンズらが当該スキームについても分析しているため、ここで予め説明を加えた。では、次にホールの分析を取り上げることにする。

II：ホールの見解に対する分析

(1) ホールの問題意識と基本的立場

ホールは、前記2009年の庶民院司法委員会の報告書に触れながら、被害者を刑事司法制度の『中心に』に位置づけるという政府のビジョンが、検察官にとってどのような意味を持つのかという問題意識から分析を試みている。当該報告書は、被害者と検察官との関係にも言及し、被害者らの「擁護者」として検察官を位置づける最近の傾向に警鐘を鳴らしている。報告書の中で「危機的である (critical)」³³と表現されているように、ホールは、そのようなレトリックを政府が使用する事に対して、検察官が「訴追に関する独立した決定者」として「国家を代表」しているという事実を見落とすことになると懸念する³⁴。その上でホールは、2009年報告書を支持して、「被害者らの高められた期待に応えること」と、刑事司法制度における「市民の信頼に応えること」に失敗する現実的な危険性があることを訴える³⁵。そして、「検察官の独立した役割」が依然として維持されている現実があり、政府がそのようなレトリックを使用すること

33 *Gatekeeper of the Criminal Justice System*, HC Paper No. 186 (2009), *supra* note 10, at para. 83.

34 Matthew. Hall, “The Relationship between Victims and Prosecutor: Defending Victims’ Rights?”, [2010] *Criminal Law Review*, 31. at 32.

35 *Id.* at 31.

は、そのような現実を「大げさに歪めて伝えるもの」であると批判する。³⁶

これがホールの基本的立場であるが、以下では、ホールの問題提起と分析をいくつか取り上げて整理する形で、適宜分析を加えていく。

(2) 刑事司法における被害者らの位置づけ

ホールは、検事規範がCPSを被害者やその家族のために活動する存在ではないと位置づけていることから³⁷、検察官は「国家の代表」であるという前提に基づいて機能すると述べる。³⁸一方でホールは、ここ30年で被害者らの立場が抜本的な変容を遂げたことを指摘する。³⁹

とりわけホールは顕著な動向として、刑事司法が被害者のニーズに応える運動は、保守党政権の下で、1990年の被害者憲章⁴⁰で初めて全国的なサービスの基準を公表したことに始まると述べる。⁴¹1997年5月の総選挙で、政権復帰を果たした労働党の選挙用「マニフェスト」⁴²では、初めて被害者らの「利益」について触れられた。こうした流れが、傷付きやすい被害者や脅えている証人の証

36 *Ibid.*

37 CPS, *Code for Crown Prosecutors*, (2004) at para. 5.12.: *Cited in* M. Hall, *supra* note 34, at 32. なお、確認したところ、現在は CPS, *Code for Crown Prosecutors*, (2010) at para. 4.19. に置き換えられている。

38 M. Hall, *supra* note 34, at 32.

39 *Ibid.*

40 Home Office, *Victims' Charter: a statement of the rights of victim* (1990).: *Cited in* M. Hall, *supra* note 34, at 32.

41 M. Hall, *supra* note 34, at 32.

42 <http://www.labour-party.org.uk/manifestos/1997/1997-labour-manifesto.shtml> (last accessed, 18 February 2012). なお、当該1997年労働党マニフェストの内容を確認したところ、「被害者ら (Victims)」というタイトルの項目が設けられ、そこでは次のように記載された。「犯罪被害者らは、刑事司法制度によって頻繁に無視される。我々は、被害者らが事件の進展について十分に知らされることと、なぜチャージ (charge) が引下げ、又は見送られてしまったのかについても十分に知らされることを保証するつもりである。」「強姦及び深刻な性犯罪の公判における被害者らのために、及び証人を含めて、脅迫を受ける被害者のために、一層の保護が提供されるだろう。」

言を促す特別措置の導入⁴³、Victim Personal Statement (VPS)⁴⁴、及び法廷に出廷する被害者や証人の待ち時間を削減する目標の公表といった改革につながり、それらが「検察官誓約」と「被害者実務規範」といった形式で確認されるに至ったと述べる⁴⁵。

このようにホールは、検事規範では検察官が「国家の代表」として位置づけられている一方で、刑事手続での被害者の立場が抜本的に変容したと指摘する。但し、ホール自身は被害者の権利についてどのような位置づけが望ましいのかといった具体的な立場を明確に示していない。

(3) 類型的分析方法の活用

こうした被害者のための改革が何を意味するのであろうか⁴⁶。この問題を考えるに当たりホールは、アンドリュー・アシュワース (Andrew. Ashworth) とイアン・エドワーズ (Ian. Edwards) らがそれぞれ提示している類型的な分析方法を利用する。まずホールは、アシュワースによって示されたアプローチとして、「サービスの権利 (“service rights”）」と「手続的権利 (“procedure

43 Chapter 1 of Part II of the Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999. により、このような被害者や証人に対して、「特別措置 (special measures)」として以下の措置が採られることとなった。：被告人からの遮蔽措置、法廷で証人の証言として提示するために公判前に録画された証人を直接尋問して得られた証言 (evidence in-chief) の録画、中継による別室からのテレビリンク方式、傍聴人の退席、文字を書き込むボード等コミュニケーションを補助する器具の活用、公判期日における証人への反対尋問 (cross-examination) や再尋問 (re-examination) に代えて録画すること等。See, B. Hamlyn, *et al.*, *Are Special Measures Working? Evidence from Surveys of Vulnerable and Intimidated Witnesses*, Home Office Research Study 283 (2004) at 2. この資料は、the Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999. の下で実施されたこれらの特別措置 (special measures) の体験や満足度を調査するために傷付きやすい被害者や脅えている証人への調査をした研究である。なお当該資料は、内務省の HP から検索できる。<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20110220105210/rds.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs04/hors283.pdf> (last accessed, 20 February 2012).

44 VPS の詳細については、次の文献で紹介・分析されているのでここでは説明を割愛する。奥村正雄「犯罪被害者と量刑—イギリスの意見陳述制度を中心に」『三井誠先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、2012年)885頁以下、及び吉村・前掲注8・犯罪と刑罰143頁以下。

45 M. Hall, *supra* note 34, at 33.

46 この点を検討する上で、当節では *Id.* at 34. の分析を整理した。

rights”）」との区別に注目する。⁴⁷ アシュワースはサービスの権利について、被害者への尊重した接し方、支援、情報、裁判所の設備、及び犯罪者や国家からの補償を含むものであり、⁴⁸ 被害者参加においてこのサービスの権利の範疇を逸脱した権利を公益の中に取り入れるべきではないと主張していることを取り上げる。⁴⁹

またホールは、エドワーズが考案した分析手法を用いる。それは、次のように被害者の役割に応じて潜在的に観念しうる「参加類型」論⁵⁰である。すなわち、被害者の役割を①「決定権者 (*decision-makers*)」としての役割、②被害者の意向が斟酌される「協議的 (*consultative*)」役割、③情報の提供が義務付けられる「情報提供 (*information provision*)」の役割、及び④被害者らが望む場合にはどんな情報でも表出できるが、決定に影響を与えない「表出的 (*expressive*)」役割の4つに分類した上で、その特徴を示す分析アプローチである。

現状に関してホールは、エドワーズの研究を分析した上で、庶民院2009年報告書で示された懸念と同様に、「決定過程に影響を与えるものであると信用している被害者が、期待を裏切られることになる危険性」があると指摘する。⁵¹ ホールは、どのような参加形態が望ましいのかについて自らの立場を明確に示してはいないが、アシュワースの考を取り上げている点では、そこに何らかの示

47 Andrew. Ashworth, *The Criminal Process: An Evaluative Study*, (2nd ed. Oxford University Press, 1998) at 34.

48 A. Ashworth, *supra* note 47, at 34.; *Cited in* M. Hall, *supra* note 34, at 34.

49 Andrew. Ashworth, “Victim’s Rights, Defendants Rights and Criminal Procedure” in A. Crawford and J. Goodey (eds), *Integrating a Victim Perspective within Criminal Justice: International Debates* (2000), at 185.; *Cited in* M. Hall, *supra* note 34, at 34.

50 Ian. Edwards, “Ambiguous Participant: The Crime Victim and Criminal Justice Decision-Making”, Vol. 44 No. 6 *Brit. J. Criminol.* 967 (2004). エドワーズにより提示された被害者参加類型のアプローチについては、拙稿「刑事手続における被害者参加論 (三・完)」龍谷法学39巻4号 (2007年) 111頁以下で詳しく言及している。とりわけ、同書112頁の図4-1参照。なお、被害者「参加類型」論という名称は、エドワーズが直接使用しているわけではないが、彼の理論の特徴を簡潔明瞭に示すために便宜上筆者が表現した訳語である。

51 M. Hall, *supra* note 34, at 34.

唆を求めているようにも思える。

ホールは、こうした2009年報告書で示された懸念から浮かび上がる二つの視点を提示して検証している⁵²。その二つの視点とは「第一」に、被害者らが刑事手続において「権利 (“rights”）」を持つかどうかである。とりわけ、当事者としての「手続的権利」を被害者に認めているかどうかである。「第二」に、そのような権利が効果を持つために、検察官がどの程度の役割を持つのかである。

このようにホールの設定する二つの視点を見ると、①「被害者の手続的権利」の有無と②「検察官の義務」の内容とを挙げ、その両面から分析を試みている。これを三極モデルの視点から見ると、前者①は、被害者参加モデルの側面からの検討であり、後者②は犯罪統制モデルの側面からの検討であると言えよう。この両面を意識して分析を展開している点が、ホールの研究で特徴的であろう。

(4) 国際的風潮とイギリス国内法整備

(A) 国内法での位置づけ

上記①「被害者の手続的権利」の有無に関して、イギリス国内での位置づけを検討した上で、そもそも国外との関係でどのように法整備をするに至ったのかを説明している⁵³。ホールは、現在の状況について、確実な法執行を提供する国際文書 (international instrument)、制定法 (statute)、及び判例の領域で文書化され、「被害者の権利が明確にされる段階に近づいているかもしれない」と述べる⁵⁴。こうしたホールの見解は、被害者参加モデルの価値が国外及び国内的状況から権利として明確にされつつあることを分析していると思われる。

しかし他方で、ホールはイギリス政府による被害者の権利・利益の周知とその位置づけが、国内で不明確な点についても次のように指摘する。それは後述

52 *Ibid.*

53 本節での以下の分析は、*Id.* at 35-37. を整理・抽出したものである。

54 *Id.* at 36.

する1985年人権宣言を実現することを意図した1990年の被害者憲章 (Victims' Charter: 以下、90年被害者憲章と呼称する)⁵⁵が公表されたが、この90年憲章では「権利 ("rights")」という表現が使用された。その後、1996年に修正された被害者憲章 (以下、96年被害者憲章と呼称する)⁵⁷が公表され、そこでは「サービス基準 ("service standards")」という表現が使用された。ところが2002年白書⁵⁸においては、再び「権利」という表現を使用することに戻ったと指摘する⁵⁹。なお管見の限りではあるが、前記の2007年に公表された"*A Strategic Plan for 2008-2011*"では、「刑事司法制度の中心に被害者たちのニーズを置く」というビジョンが踏襲されてはいるものの、被害者の「権利」という表現は使用されていない。このことは、被害者の権利に対する政府の立場が読み取りづらいことをホールが指摘しているように思われる。

では、ホールはイギリスでの被害者の手続的権利をどのように見ているのか。ホールは、権利という用語を避けた96年被害者憲章について、「協議型」参加を認めるものであると分析する⁶⁰。すなわちその根拠として、被害者が危害を加えられる場合に保釈の判断で被害者側の事情が斟酌されることを96年被害者憲章が認めたことを挙げ⁶¹、この点から『協議的 (*consultative*)』参加であると解釈しているのである⁶²。

このようにホールは協議的参加が位置づけられていると解するにもかかわ

55 Home Office, *Victims' Charter*, a statement of the rights of victims (1990).

56 M. Hall, *supra* note 34, at 35.

57 Home Office, *Victims' Charter* (1996).: *Cited in*, M. Hall, *supra* note 34, at 35.

58 *See, Justice for All*, Cm. 5563 (2002), *supra* note 2, at 37, 41. では、被害者に対して明確に「権利 ("right")」という表現を使用している。

59 M. Hall, *supra* note 34, at 35.

60 *Id.* at 35-36.

61 ホールは、その根拠として96年憲章から、「もしあなたが、裁判の結果として危害を加えられ又は嫌がらせを受ける心配があるなら、あなたは警察に相談するべきです。警察は、保釈が検討されている時に、裁判所に警察が知らせることができるように、何が行えるのかをあなたとCPSに伝えるでしょう」という抜粋を示しながら分析している。Home Office, *Victims's Charter* (1996), at 14.: *Cited in*, M. Hall, *supra* note 34, at 35.

62 M. Hall, *supra* note 34, at 35.

らず、被害者の権利に関する周知が不十分である事を以下のように批判する。ホールは、“British Crime Survey (BCS)”の調査結果を示しながら、「被害者たちは自らの権利に気づかされなければならない⁶³」と述べる。当該調査は、被害者憲章の意識調査 (“Awareness of the Victim’s Charter”) の資料を含むものであり、それによると2002年～2003年の時点で「被害者憲章の存在を耳にしたことがあると回答した被害者が13%のみ」と示されていることを挙げる⁶⁴。このようにホールは被害者の権利について国民への周知が不十分である事を指摘する。一方で、国際的趨勢の中でイギリスも国内法を整備してきた背景を次のように分析している。

(B) 国外との関係を踏まえた視点

周知の通りイギリスは、欧州連合 (European Union: EU) の加盟国であると共に、欧州評議会 (Council of Europe) の加盟国でもある。従って、国外との関係に焦点を当てた以下のホールの分析を取り上げることは、ヨーロッパとの関係で、イギリス国内で進展してきた被害者の権利・利益をホール自身がどのように理解しているのかを把握する上でも不可欠である。

ホールは、1985年に採択された国連「犯罪被害者の権力の濫用に関する司法の基本原則宣言 (“Declaration of Basic Principles of Justice for victims of Crime and Abuse of Power(29 Nov. 1985)” : いわゆる、国連被害者人権宣言)⁶⁵」と「刑法及び刑事手続の枠組みにおける被害者らの地位に関する欧州評議会勧告 (the Council of Europe’s Recommendation of the Position of the

63 *Id.* at 36.

64 L. Ringham and H. Salisbury, *Support for Victims of Crime: Findings from the 2002/2003 British Crime Survey*, Home Office Online Report 31/04 (2004) at 12. : *Cited in*, M. Hall, *supra* note 34, at 36.

65 G.A. Res. 40/34, U.N. GAOR, 40th Supp. No. 53, at 213, U.N. Doc A/40/53 (1985).なお、<http://www.un.org/Depts/dhl/resguide/resins.htm> (last accessed, 20 February 2012)においてデータが確認できる。これを紹介する日本の文献としては、諸澤英道訳著『国連被害者人権宣言関連ドキュメント 被害者のための正義』(成文堂、2003年) 2～6頁がある。

Victims in the Framework of Criminal Law and Procedure : 以下、欧州評議会勧告と略す)⁶⁶が公表されたことについて触れ、それらは主に「サービシ的権利」に関心を向けたものであったと述べる。⁶⁷ホールは前者の宣言について、若干の参加的権利を認めていると述べ、その内容として補償を決める際に裁判所に被害者の被害と損失を考慮する事や、被害者の個人的な利益が影響を受けた場合に、被疑者・被告人の権利に配慮して手続の適切な段階で被害者の「見解」と「意見」を考慮する事を認めている点を挙げる。⁶⁸一方でホールはこのような上記の人権宣言、及び欧州評議会勧告のいずれも、被害者たちの各サービスの基準が満たされない場合に、いかなる改善策が採れるのかを示していない点を批判する。⁶⁹

また重要な展開として、ホールはEUとの関係への言及として次の決定を挙げ、以下のようにその意義を説明する。⁷⁰それは、欧州連合 (EU) の政策決定機関である欧州連合理事会によって示された「刑事手続における被害者の地位に関する欧州連合理事会の2001年枠組み決定 (the EU Council's 2001 Framework Decision on Victims' Standing in Criminal Proceedings : 以

66 "Rec. 85 (11)." なお直接確認したところ、当該勧告において "para.7 of I . B" によると、「被害者は訴追をしない決定について権限を持つ機関 (competent authority) に再検討を求める権利と、private proceeding を構成する権利を持つ」と勧告されている。なお当該勧告を確認する場合は、欧州評議会 (Council of Europe) のサイト上の下記 URL に掲載がある。[http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/violence/Documents/Recommendation%20\(85\)%20position%20of%20victim.pdf#search='1985%20the%20Council%20of%20Europe's%20Recommendation%20of%20the%20Victims%20in%20the%20Framework%20of%20Criminal%20Law%20and%20Procedure'](http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/violence/Documents/Recommendation%20(85)%20position%20of%20victim.pdf#search='1985%20the%20Council%20of%20Europe's%20Recommendation%20of%20the%20Victims%20in%20the%20Framework%20of%20Criminal%20Law%20and%20Procedure') (last accessed, 20 February 2012)

67 M. Hall, *supra* note 34, at 35.

68 *Ibid.* ホールは具体的条文を示していないが、被害者人権宣言6条 (b) のことを指していると思われる。当該人権宣言について訳されている諸澤・注65前掲書・3頁によると、同条には「被害者のニーズに対する司法および行政の対応を促進する」方法として、「訴訟手続きが被害者の個人的利益に影響を及ぼすような場合には、被告人に不利益を与えることなく、かつ妥当する国内の刑事司法制度に従って、彼らの意見や関心事を訴訟手続きの適切な段階で表明させたり考慮したりする」と規定されている。

69 *Ibid.*

70 *Id.* at 37.

下、2001年枠組み決定と略す)⁷¹」である。ここには、補償と損害に対する権利、情報を提供することと受け取る権利、被害者の尊厳のための敬意を以て扱われる権利、及び手続の様々な段階で保護される権利等が明確に規定されている。とりわけ、当該「2001年枠組み決定」第2条では参加的権利を求めており、「刑事手続で現実的且つ適切な役割」を被害者が持つことを加盟国に要求している。⁷² さらに加盟国は、これらの権利が実施可能であり、一層強固な権利形態に近づくステップを示し、これらの基準が満たされることを保障することを義務づけられた。⁷³

このような背景の中でイギリス国内の法整備が進んだ状況について、ホールは次のように整理する。⁷⁴ イギリスは、前述したように欧州評議会に加盟していることから、2004年に「DV、犯罪及び被害者法」を可決成立させ、これにより被害者実務規範を通して当該枠組み決定を実行することになった。⁷⁵ 2004年DV、犯罪及び被害者法32条1項では、国务大臣に「犯罪被害者に対する実務規範」を策定することが義務づけられたことにより、初めて制定法という形で犯罪被害者への支援義務が刑事司法機関に義務付けられることとなった。⁷⁶ 具体的には、そこで盛り込まれた支援項目としては、「検察」による支援として、訴追の有無、起訴内容の変更等の情報提供、死亡事件・児童虐待・性犯罪等のケースの不起訴・起訴内容の変更に関する説明等であり、後述する証人保護部

71 当該2001年枠組み決定について、欧州評議会のサイトにおいて下記 URL で公開されている。<http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/violence/Documents/framework%20decision%202001%20220%20JHA.pdf> (last accessed, 29 February 2012).

72 Article 2 of UN Council of Framework Decision of 15 March 2001 (2001/220/JHA).

73 なお、ホールによると、*Criminal Proceedings against Pupino* [2005] E.C.R. I-5285 ECJ. の事案では、当該枠組み決定 (Framework Decision) の国内適用について、加盟国の国内法が未整備の場合に、国内裁判所は当該文書により追求された結果を達成できるように解釈を導かなければならないと確認された。なお、本稿は主としてイギリス国内法に焦点を当てるので、今回はその限度での言及にとどめる。Cited in, M. Hall, *supra* note 34, at 37.

74 以下、イギリス国内の法整備に関するホールの分析は、M. Hall, *supra* note 34, at 37. のホールの分析を補足しながら整理した。

75 *Ibid.*, See, Home Office, *Code of Practice for Victims of Crime* (2005).

76 M. Hall, *supra* note 34, at 37.

(Witness Care Units) による支援として、証言・開廷の期日、裁判結果等の情報提供を行うこと等である。⁷⁷

このようにホールは、被害者参加モデルの価値を取り入れる国際的風潮の中でイギリス国内も、法整備が進んだことを叙述している。この点、日本での先行研究⁷⁸でも同様に、上記1985年国連被害者人権宣言や欧州評議会勧告がイギリスの被害者政策の展開を促進したと見られている。但し、ホールがBCSの調査を用いて指摘したように、イギリス国内で被害者憲章の存在を把握していない被害者が多いことに対するホールの批判は、国際的趨勢にもかかわらず、国内での周知が追いついていないことに向けられているように思われる。

(5) 被害者に関する検察官の役割について

次に、検察官が担うことになった被害者への義務・役割について、ホールは被害者実務規範と検察官誓約が、多くの義務をCPSに課している点に注目して、次のように論理を展開する。⁷⁹すなわち、「検察官誓約」と「被害者実務規範」を受けて、被害者との関係で主として次の二点が、CPSと検察官の重要な役割になったと述べる。なお、後述するジョーンズらがこの点に反論していることを、予め特筆しておく。

第一に、(とりわけ公判期日において)「被害者らのための重要な情報源」としての役割である。検察官誓約の下では、検察官らは、チャージの変更も含めて、事件の進展に関する情報を被害者らに提供しなければならない。さらには、検察官らの決定の理由に関して被害者らに適切な「説明 (“*explanations*”)

77 その他主なものを列挙すると、「警察」による支援として、被疑者の逮捕・訴追・保釈の有無等の情報提供、Victim Support による支援の付託等を行うこと、「裁判所」による支援として、証人保護部に対する量刑変更や開廷日時等の審理に関する情報提供、被告人と区別された待合室の設置の確保等を行うこと等。奥村・前掲注17・被害者学研究73頁以下参照。

78 奥村・前掲注17・被害者学研究 74頁。

79 以下、本節は M. Hall, *supra* note 34, at 38-40. を整理する形でまとめた。

を提供することを義務づけられる。⁸⁰ 第二に、「過度に敵対的な反対尋問から被害者らを保護する」役割であると述べる。⁸¹ さらにホールは、このような役割を検察官に担わせたことで、伝統的には証人買収 (“witness tampering”) の恐れから証人台以外で被害者らと意思疎通を持たなかった検察官たちの文化 (culture amongst prosecutors) に重要な変化をもたらしたと述べる。⁸²

ではホールは、このような役割をどのように捉えているのであろうか。ホールは、エドワーズの類型論⁸³を引用して次のように位置づける。⁸⁴ それによると、前述したようにその参加の程度が「協議型」参加を被害者に与えることに及んでおり、「検察官らがこの役割を促進しなければならない」ことは検察官誓約から明確であると述べる。⁸⁵ ホールが根拠として挙げる根拠規定を確認すると、確かに「検事規範」は、公益審査基準 (the public test)⁸⁶を考慮する時に検察官が、「訴追の有無が被害者に与える影響、被害者又はその家族によって表明された見解を常に斟酌しなければならない」⁸⁷と明記している。同様に、検察官誓約も、①チャージ決定をした場合に被害者らやコミュニティに生じ得る影響を適切な場合には斟酌すること、②損害賠償 (compensation)・原状回復 (restitution)・補償 (restraining) 命令を請求する場合にVPSの中で被害者が発言した内容を検察官が斟酌すること、さらに③有罪答弁を受け入れるかど

80 かつてCPSは、地方警察に情報の窓口業務を一括させる One Stop Shop の試みをしたが、チャージ決定の理由等を警察が上手く説明することができず、著しい限界があった。ホールは、このような理由から当該業務を検察官が引き継ぐこととなったと述べる。See, C. Hoyle, et al., *Evaluation of the 'One Stop Shop' and Victim Statement Pilot Projects* (1998). M. Hall, *supra* note 34, at 38.

81 *Ibid.*

82 *Ibid.*

83 Ian. Edwards, “Ambiguous Participant: The Crime Victim and Criminal Justice Decision-Making”, Vol. 44 No. 6 Brit. J. Criminol. 967 (2004).

84 以下、本節はM. Hall, *supra* note 34, at 39-40. を整理したものである。

85 M. Hall, *supra* note 34, at 39.

86 CPS, *Code for Crown Prosecutors*, (2004) at para. 5.12. 当時の検事規範を確認することができなかったため、*Cited in*, M. Hall, *supra* note 34, at 39.

87 CPS, *Code for Crown Prosecutors*, (2004) at para. 5.12. 当時の検事規範を確認することができなかったため、*Cited in*, *supre* note 34, at 39. なお、現在は、*Code for Crown Prosecutors* (2010), at para. 4.18., para. 4.19. として規定されている。

うかを決定する際に、裁判所で被害者らと直接面談して意見を斟酌することを検察官に要求している。⁸⁸

では、上述したような検察官の義務・役割に対して、エドワーズやアシュワースの分類を活用するホールは、被害者の参加権利についての現状をどのように特徴付けるのだろうか。この点、ホールは、前述したように「協議型」の水準にとどまるものの、それは「手続的権利に非常に近い内容が検察官に求められている」と分析する。⁸⁹ その一方でホールは、被害者実務規範や実務規範の内容からその限界についても指摘している。⁹⁰ それは、検察官たちは、被害者の見解を「考慮する必要があるだけ」であり、「決して被害者たちに従わされるわけではない」点である。すなわち、これらの義務は、「可能な場合」や「適切な場合」に限定されており、いくつもの「書き込みの曖昧さ (the frequent insertion of ambiguities)」⁹¹ があると指摘して、そこには自ずと限界が存在していることを示唆するのである。

(6) 法的執行力の問題

前記の点を踏まえた上で、ホールは、依然として検察官たちが決定過程において完全な裁量を維持していると強調する。⁹² ホールによれば、DV等の事案では事件の届出率が低く、告訴を取下げの傾向があること、被害者が法廷で快く証言に応じない問題があることから、近年、CPSが二つの方策を採るようになったと指摘される。⁹³ それは第一に、告訴人の証拠のみに依拠せず、他の多くの証拠を収集することである。第二に、告訴人が証言を拒否し、証人として呼び出しに応じない場合、令状を得て裁判所に召喚させることである。ホールは、

88 M. Hall, *supra* note 34, at 39.

89 *Id.* at 40.

90 *Ibid.*

91 *Ibid.*

92 本節での以下ホールの分析は、*Id.* at 40-42. から抽出し整理・分析したものである。

93 *Id.* at 40.

この方策が、(全ての事案でどこまで実務で通じるかは議論の余地があるとしながらも)少なくとも理論上は被害者らが証拠の提供を拒否する事で、訴訟決定に影響を与えることを防ぐことを意味するものであると分析する⁹⁴。では、被害者は、刑事手続への参加権ないしコントロールする権利を持つと言えるのであろうか。

この疑問に関してホールは、「法的執行力 (enforceability)」⁹⁵の有無という重要な視点を挙げる⁹⁶。そして、手続への被害者の「参加的権利」が、法的執行力を持つかどうか「未だに疑わしい」と指摘した上で、その理由について、「真の権利は、法執行のためのメカニズムを持たなくてはいけない」からであると説明する⁹⁷。

では、これらの義務が実行されない場合の法的執行力について、これらの被害者関連の法令はどのように規定するのであろうか。この点、ホールは、検察官誓約に関して、それが履行されない場合の特別規定を含んでいない問題点を指摘し、各刑事司法機関の「一般的な内部苦情処理手続 (its standard internal complaints procedures)」を通してCPSに働きかけることにとど

94 *Id.* at 40-41.

95 この「法的執行力」とは、ここでホールが内部的な苦情処理手続に依拠せざるを得ない現状を批判している文脈から、法規範性のみならず、裁判規範性の意味を含んでいると思われる。

96 *Id.* at 41.

97 *Ibid.*

98 Home Office, *Code of Practice for victims of crime* (2005) at para. 14. は当該規範に違反した場合の手続について次のように言及している。:「当該規範の違反は、関係するサービス提供者らに持ち込まれるべきである。サービスを提供する義務を持つ機関の苦情処理手続は、本規範の最後のセクションに含まれる(§ 16)。もし「苦情申立人 (complainant)」が不満を抱くままであるならば、「1967年議会行政監察官法 (Parliamentary Commissioner Act 1967) (以下、1967年法と略す) に基づいて、「議会行政監察官 (Parliamentary Commissioner)」により報告されることが可能である。なお、議会行政監察官は、「オンブズマン (Parliamentary Ombudsman)」とも呼ばれることがあり、被害者実務規範 (para. 1.4) やホールは後者の表現を使っている。なお上記1967年法の中では、“the Public Services Ombudsman for Wales” という表記もあり、ウェールズでは、オンブズマンと呼ばれているようである。なお、これは2004年 DV、犯罪及び被害者法 (Domestic Violence, and Crime Victims Act 2004.) に対する上記2004年 DV、犯罪及び被害者法の § 47の附則7 (Schedule 7: INVESTIGATIONS BY PARLIAMENTARY COMMISSIONER) により、上記1967年法が修正されたものである。

まると見ている。⁹⁹ この点、ホールによれば、以下のように説明されている。すなわち、仮に被害者らがその苦情処理手続の結果 (the outcome of such complaints procedures) にも不満を抱いたままである場合、その申立人である被害者は、庶民院議員 (Member of Parliament) を通して、調査のために「議会行政監察官 (オンブズマン)」に当該案件を持ち込むことができる。また、新たな「被害者及び証人コミッショナー (Victim and Witness Commissioner)」が、当該実務規範の運用を監視することを委ねられる。しかし、ホールは、このコミッショナーには捜査や救済 (redress) の権限が与えられていない点で限界を指摘する。¹⁰⁰

以上のようにホールは、手続への参加的権利の検討には、法的執行力が重要であると説くのである。つまり、これらの義務違反に対して、現状では内部苦情処理手続による解決に依拠せざるを得ず、「未だ刑事司法手続外での執行力にすぎない」¹⁰¹と述べる。さらに同様の事は、被害者実務規範のみならず、検察官誓約や証人憲章 (Witnesses' Charter)、被害者憲章¹⁰²でも当てはまることであると分析している。¹⁰³ 以上で論じたことから、ホールは、これらの被害者関連の法令等で規定された検察官の義務の執行には限界があることを批判的に指摘していると言えよう。

その上でホールは、具体的な検討の素材として、殺人事件の遺族を対象としたCPSによる“Victim Focus scheme”¹⁰⁴と (その中でも扱われた) VPSについて言及する。ホールは、“Victim Focus scheme”については、CPSによる遺

99 M. Hall, *supra* note 34, at 41.

100 *Ibid.*

101 *Ibid.*

102 被害者憲章に関しては、ホールは、においてフェンウィックが1990年の被害者憲章を分析してこれらの権利が法執行のメカニズムに支えられていない点で「著しく誤解を与える “seriously misleading”」と批判したことを引用して挙げる。H. Fenwick, “Rights of Victims in the Criminal Justice System: Rhetoric or Reality?”, [1995] *Crim. L.R.* 843. *Cited in*, M. Hall, *supra* note 34, at 41.

103 M. Hall, *supra* note 34, at 42.

104 “Victim Focus Scheme”の手続について解説した文献として、吉村・前掲注8・犯罪と刑罰154～155頁参照。

族へのケアを前進させる点で検察官と遺族との関係を著しく転換するものと評価しているが、当初の原案よりも後退したものであったと批判する。この点ホールは、被害者らが弁護人を伴うような当事者として位置付けられなかったことを批判的な例として挙げている¹⁰⁵。さらに、「答弁の受入れ及び量刑行使における検察官の役割に関する法務総裁 (Attorney General) ガイドライン (以下、法務総裁ガイドラインと略す)¹⁰⁶」の下ではVPSに裁判官の注意を向けることを検察官に要求していることから、そこで検察官が義務を再認識させられることになる¹⁰⁷と述べる。しかし、ホールは、当該スキームの本文が量刑に影響を与えることに消極的であることから、CPSの立場を次のように見ている。すなわち、CPSは、被害者へのサービスや役割の向上という「目的達成」よりも、当該スキームの「実施」自体に満足していると述べた上で、「被害者が刑事司法制度の中心に置かれているものとして言い表すにはほど遠い」と批判する¹⁰⁸。なお、ホールがVPSに関して「消極的」と述べる点については、そもそも当該スキームの中でも扱われるVPSが2001年に導入された際に実務指令“Practice Direction”の中で量刑に関する被害者側の意見を「適切な証拠」として位置づけないと明記した¹⁰⁹ことに起因すると思われる。

このようにホールは、“Victim Focus scheme”やVPSを一定の範囲で評価

105 M. Hall, *supra* note 34, at 43.

106 §B4 of the “Attorney General’s Guidelines on the Acceptance of Pleas and the Prosecutor’s Role in the Sentencing Exercise”, (2005), (Revised 2009). 2009年に修正されて現在公表されているものとしては、[http://www.attorneygeneral.gov.uk/Publications/Pages/AttorneyGeneral’sguidelinesonthacceptanceofpleas\(revised2009\).aspx](http://www.attorneygeneral.gov.uk/Publications/Pages/AttorneyGeneral’sguidelinesonthacceptanceofpleas(revised2009).aspx) (last accessed 20 February 2012).

107 M. Hall, *supra* note 34, at 43.

108 *Id.* at 42-44.

109 吉村・前掲注8・犯罪と刑罰147～148頁。なお、量刑の視点からの精緻な研究として、奥村・注44前掲書籍・883頁では、VPSに焦点を当てながら、被害感情と量刑の問題を検討している。当該分析では、犯罪が被害者等に及ぼした精神的被害の影響と(被害者側の)科刑意見とに分けて検討した上で、後者の被害者等による宥恕については「被告人の量刑の程度が被害者等に精神的苦痛をもたらす場合、被害者等と被告人双方に作用する事に合理的理由があると判断される限りで、寛大な処分の対象としてもよい」と結論付けられている。

しながらも、VPSが量刑に反映されることに消極的な傾向があるとして批判している。

(7) ホールの結論に対する分析

以上の分析を経て、ホールは、現状を次のように批判して位置づける。すなわち、被害者らは、事件の関心事について見解を求められることを含め、検察官から多くのサービスを受ける事を期待できるが、その一方で、依然として被害者らの役割が限定されており、「被害者らの見解を軽視する検察官らの裁量は無傷のままである」と批判する¹¹⁰。そしてホールは2009年報告書に関して、「政策上のレトリックと、実務的・法的な現実との間に著しい隔りがある」と述べて当該報告書の結果を支持する。ホールは、こうした状況が被害者にとって「有害である¹¹¹」という主張は、以下の二つの要素から成ると分析する¹¹²。

第一に、被害者らを失望させる刑事司法制度での潜在的役割について被害者に期待を持たせることは、刑事司法制度への被害者の印象 (perception) に著しい消極的影響をもたらすという研究報告¹¹³が相次いでいることを挙げる。第二に、被害者らが手続への関与を望まない場合に、チャージ決定に関して被害者らが (間接的又は直接的な) 責務を持たされるならば、非合理的なプレッシャーが被害者に向けられ、被害者らの高まる期待に応えられないことを挙げる。

ホールは「結論」の部分において次のように分析する。現在の状況についてホールは、被害者らは刑事司法制度の「中心に “at the heart”」いると告げら

110 M. Hall, *supra* note 34, at 44.

111 *Gatekeeper of the Criminal Justice System*, HC Paper No. 186 (2009), *supra* note 10, at para. 83.

112 M. Hall, *supra* note 34, at 44.

113 例えば、被害者の期待を高め、警察がCPSの決定についての広範囲の説明を提供することに失敗した、というOne Stop Shop試行への重要な批評を挙げる。Andrew. Sanders, et al., “Victim Impact Statements: Don’t Work, Can’t Work”, [2001] Crim. L.R. 437. *Cited in*, M. Hall, *supra* note 34, at 44.

れている一方で、「刑事司法制度の当事者ではないし、被害者たちの利益の範囲内で働く検察官を持つわけでもない」と述べる¹¹⁴。また、被害者の権利を拡大する主張をする者は、「適正手続モデル」を強調する支持者とも対立し続けると分析する¹¹⁵。ホールによると、こうした状況での「差し迫った懸念」は、政府（政策立案者や政治家を含む）が、現状と異なるレトリックを使用することで、刑事司法全体やCPSへの国民感情に一層害を与えるのかどうかであると述べる¹¹⁶。

以上のように、ホールは、被害者を刑事司法の当事者として位置づける政府側のレトリックには限界があるという実態を指摘し、被害者らが当事者であると言うには「いくらか距離がある（some way from）」¹¹⁷と結論付ける。必ずしもホールは本文中で自らの明確な立場を示していないが、ホールが示した批判は、被害者の利益を重視するものであり被害者参加モデルの視点から加えられるものであると考えられる。

ホールの分析は、検察官の被害者に対する「義務・役割」と、被害者の「権利性」を検証した上で、そこで生じている矛盾を批判している点に特徴があると言えよう。

III：CPS政策局側の見解に対する分析

（1）ジョーンズらの問題意識と基本的立場

一方、次に取り上げるCPS政策局のジョーンズらは、ホールの主張とは異なり、検察官らによる被害者（及び証人）らへの支援規定と、独立した訴追決定過程の維持との間に固有の矛盾（対立）は存在しないと主張する¹¹⁸。ジョーン

114 M. Hall, *supra* note 34, at 45.

115 *Ibid.*

116 *Ibid.*

117 *Ibid.*

118 Dan. Jones & Josie. Brown, "The Relationship between Victims and Prosecutor:

ズらは、第一に、「これまでのCPSの被害者及び証人に関する政策」を肯定的に評価することと、第二に、被害者及び証人への情報提供と支援は、「現代検察官の本質的な（不可欠な）機能」であり、それは「独立した訴追決定過程と矛盾しない」という論理を主張することによって、ホールの提起した検察官の役割についての見解に反論する。¹¹⁹

なお、以下本稿で取り上げるジョーンズらの論文¹²⁰は、CPS側の立場を探る上で有益であると考ええる。その理由としては、論文のタイトルの一部に、“A CPS Response”という表記が加えられていることと、CPS側の見解とは異なる立場であると明言していないこと、及びCPSの政策にも関与している立場で執筆していることを挙げる。

（2）警察からCPSへの説明責任の移転

ジョーンズらは、被害者政策の流れを概観しながら、警察からCPSに被害者への説明責任の主体が変わったことを次のように論じる。¹²¹それによると沿革的には、1986年にCPSが創設¹²²される以前までは、そもそも警察が訴追の進展を被害者に報告する責務を担っていた。ところが、刑事司法制度の機能と被害者ケアの模範例を叙述した被害者憲章が1990年に内務省により公表され、これまで以上に被害者が高い配慮を受けることになった。1993年にCPSは、「CPSによる被害者及び証人らの扱いに関する声明（the *Statement on the treatment of victims and witness by the Crown Prosecution Service*）」を発表し、被害者のニーズについての認識を高める事となった。これは、被害者や証人がCPSから受けることを期待できるサービス基準と併せて、CPSの政策を

Defending Victims' Rights? A CPS Response”, [2010] Criminal Law Review, 212.

119 *Ibid.*

120 *Ibid.*

121 本節の以下の内容は、D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118 at 213-15. を整理し分析したものである。

122 この分野に関する詳細な研究として、小山・注1 前掲書籍。

提示するものであった。¹²³

ジョーンズらによれば、ここで提示された内容は、サービスの権利に分類でき、後にこれらは被害者実務規範や、(本稿Ⅱ(6)で前述した)法務総裁ガイドラインで引き継がれることとなったと説明される。¹²⁴1994年に公表された検事規範では、初めて被害者と公益との関係に言及された。¹²⁵そして、内務省により1996年に被害者憲章が再び公表された。これは、チャージの変更等を含めて事件の進展を被害者に継続的に報告する義務を警察に要求するものであった。¹²⁶

しかし、その後被害者への説明責任の所在が検察官にあることが明確にされていくことになる。それに関する報告書として、ジョーンズらは、CPSの組織・権限を全面的に再検討する諮問を受けてグライドウェル(Ian. Glidewell)卿(前控訴院判事)らのチームがまとめ、1998年5月に法務総裁を経て議会に提出された「グライドウェル・レビュー(Glidewell Review)」¹²⁷を挙げて次のような説明をする。それは、訴追決定を被害者に連絡する責務をどの機関が担うべきかを検討した報告書であった。その最終報告書は、チャージを打ち切る場合、又は一層軽い犯罪について有罪答弁を受け入れる場合」に「CPSがこの

123 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118 at 213.

124 *Id.* at 214.

125 「CPSは、単に如何なる個人のためでもなく、公益のために活動する。しかし、常に検事ら(Crown Prosecutors)は、どこに公益があるのかを決定する際に、重要なファクターである被害者の利益について、とても慎重に熟慮しなければならない。」 *Cited in* D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 214.

126 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 214.

127 The Review of the Crown Prosecution Service, Cm. 3960 (1998). 原文を確認したところ、とりわけ、ジョーンズの指摘は同報告書 para.32. を指していると思われる。なお当該報告書に触れた詳細な研究として、小山・前掲注4・西南学院大学法學論集140頁以下では、CPSに関する調査・勧告を行った主要な報告書を、いくつか詳しく取り上げている。上記報告書については“Glidewell Report”として、同書141頁参照。とりわけ、同書152頁によると、当該報告書はCPSが事件の経過・結果について被害者への通知を警察に委ね、警察の負担を生じさせている運用を批判した上で、「CPSが被害者への通知・説明の任務を負担するべきである」と勧告したと説明されている。また小山雅亀「イギリスの刑事訴追制度の動向(補論)―2003年刑事司法法施行後の訴追方式について―」西南学院大学法學論集39巻1号(2006年)63~64頁では、CPSに対し極めて批判的な報告書として、同報告書が挙げる75の勧告のうち主要なものが列挙されている。

責務を負うべきである」と勧告した。この勧告の根拠となった点は、これまで上記の説明を行うという運用は警察が担っていたが、警察はその判断について十分な理解をしていない場合もあり、現実に必要な負担を生じさせている、という点であった。¹²⁸

さらに、1999年の「マックファーソン報告書 (Macpherson Report)」もまた、CPSは手続が継続されない場合の報告を被害者又はその家族にする責務を負わされるべきだという立場を採ったことを挙げる。¹²⁹

ジョーンズらによると、こうした勧告を受けて、事件のチャージを取下げの場合や公訴犯罪事実を変更する場合には、CPSが直接被害者へ（原則として）書面で説明をすることとなった。やがてこうした流れは、2005年の検察官誓約と2006年の被害者実務規範の中で反映されていくことになったと説明する。とりわけジョーンズらは、「ガイドウェル・レビューとファーソン報告書が、CPSに情報提供の責務を警察から移す推進力になった」と述べて、ガイドウェル・レビューとファーソン報告書の意義を強調している。¹³⁰

他方でジョーンズらは、説明責任が検察官のみならず、依然として警察にもあることを以下のように指摘する。¹³¹つまり前述したように、以前は被害者への説明・連絡の責務は警察にあった。マックファーソン報告書とガイドウェル・レビューでの勧告に基づいて、(3)で後述するCPSにより行われた「DCV スキーム」が導入された2001年以来、検察官はチャージを取下げの決定や、著しくその内容を変更する如何なる決定も被害者に対して直接伝達している。し

128 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118 at 214-15.

129 *The Stephen Lawrence Inquiry: Report of an Inquiry by Sir William Macpherson of Cluny*, Cm. 4262 (1999). これは、1993年に息子 (Stephen Lawrence) を人種差別による殺人で失った遺族が、捜査の段階で誤情報を与えられ適切な情報を提供されなかった事件である。なお、サンダースは、この事件について、家族が二次的被害を受けた事案であると紹介する。Andrew. Sanders, et al., *CRIMINAL JUSTICE*, (4th.ed., Oxford University Press, 2010) at 731. なお、当該事件については、私人訴追主義の現状という視点から、鯉越溢弘著『刑事訴追理念の研究』(成文堂、2005年)166頁以下でも紹介されている。

130 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118 at 220.

131 *Ibid.* at footnote 12.

かしながら、CPSがこの事実を被害者に通知しなければならない場合で、「完全証拠報告 (evidential report)¹³²」を受理した直後に、CPSにより手続を進めない決定が下される場合の事案を除いて、依然として警察も手続を進めない決定 (decision not to bring proceeding)¹³³ を被害者に報告する責務を持ち続けているとジョーンズらは指摘する。このように被害者に対する説明責任の主体は、検察官になったものの、依然として警察もその主体のままであるということを描いている。

(3) 被害者の利益を「考慮する」義務・責務

ジョーンズらによれば、2000年に検事規範が見直された際に、上記の「マックファーソン報告書」や「グライドウェル・レビュー」で指摘された点が踏まえられ、公益性を判断する際に、訴追するか否かの決定が被害者に及ぼす影響

132 小山・前掲注127・西南学院大学法學論集78頁によると、「完全証拠報告書」は、捜査官から検事に提供される情報の一つであり、当該報告書には訴追側が依拠する全ての主な証拠と、訴追側の立証を損なう可能性のある証拠や弁護側の立証に役立ち得る証拠が含まれている。

133 Home Office, *Code of Practice for Victims of Crime* (2005) at para.7.3. : 「検事が、捜査官との協議以外で、完全証拠報告書 (full evidential report) の受理に続く訴訟手続に進むために、十分な証拠が存在しないという決定を下す場合、検事は傷付きやすいか脅えている被害者については当日中に当該事実を通知し、その他全ての被害者については5日以内に当該事実を通知する責務をCPSが負う」と規定されている。つまり、検事が捜査官との協議を経ずに完全捜査報告書を受理して、訴訟手続に進む十分な証拠がないと判断する場合は、検事が被害者への通知責任を負う。

134 Home Office, *Code of Practice for Victims of Crime* (2005) at para. 5.19 and 5.20. : 被害者実務規範を確認すると、同規範“para. 5.19”では、「関連する犯罪を刑事手続にかける全ての決定について被害者に通知することは、警察の義務であるだろう。仮に被疑者を訴追しない決定が下される場合、被害者は、この事実を通知されなければならない。仮に警察によってその決定が下された場合、通知についての責務は警察にある。この場合、傷付きやすい被害者や脅えている被害者らは、被疑者がチャージされたことについて、当日中に通知を受けなければならない。その他全ての被害者らは、被疑者がチャージされたことについて、5日以内に通知を受けなければならない」と規定されている。同規範“para. 5.20”では、「捜査官と検事との協議に続いて、関連する刑法上の罪について被疑者がチャージされるには十分な証拠が存在しないという決定が下される場合、又は被疑者がチャージされる場合には、警察は傷付きやすいか脅えている被害者については当日中に当該事実を通知し、その他全ての被害者については5日以内に当該事実を通知する責務を負う」と規定されている。つまり、捜査官と検事が協議する場合は、警察が被害者への通知責務を負うのである。(条文訳について筆者が下線を追加)

と、被害者又はその家族により表明された見解を常に考慮することも規定されるに至ったとされる。マックファーソン報告書¹³⁵では、手続を打ち切る場合には、被害者と協議し、さらにその事を連絡することがCPSに求められた。

2000年12月には、法務総裁は、当時検討中の「被害者との直接コミュニケーション・スキーム “Direct Communication with Victim scheme” (以下、DCVスキームと略す)¹³⁷と同時に、CPSと合同で、上記の法務総裁ガイドラインを公表した¹³⁸。これは、法廷における被害者とのコミュニケーションに関するガイダンスを含むものであった。ジョーンズらによると、当該ガイドラインは、2000年版「検事規範」に提示された要求と一致しており、検事規範の内容を反映したものであると指摘されている¹³⁹。

またジョーンズらは、2002年に公表された「ファーカーソン・ガイドライン (Farquharson Guideline)¹⁴⁰」についても言及する。これは、法廷で弁論を行う

135 *Id.* at 216.

136 *The Stephen Lawrence Inquiry: Report of an Inquiry by Sir William Macpherson of Cluny*, Cm. 4262, *supra* note 129, at para. 35 of Chap. 47. なお、*Id.* at para. 36 of Chap. 47. によると、人種差別犯罪についての手続の打ち切りの場合には、通知をする積極的義務がCPSに課されている。

137 現在、当該スキーム (“Direct Communication with Victims”) はCPSの下記 URL にて紹介されている。

http://www.cps.gov.uk/legal/d_to_g/direct_communication_with_victims/ (last accessed 26 February 2012). なお、“Glidewell Review” と “Macpherson Review” の勧告を受けて、当該スキームは、チャージの取下げや変更の決定を被害者に直接連絡する責務をCPSが引継ぐものとして、2001年に着手された。

138 § B3 of “*Attorney General’s Guidelines on the Acceptance of Pleas and the Prosecutor’s Role in the Sentencing Exercise*”, (2005), (Revised 2009). § B3の内容は次のように記載されている。：「事件が公判に挙げられ、訴追側が適切な方針は手続開始又は継続前に有罪答弁を受け入れること又は起訴に関する証拠又はその一部を提出しないことであるという考えを形成する場合、訴追側は、実行可能なときはいつでも、被害者又はその家族と話をすべきである。それにより、その立場が説明されることが可能であり、被害者らの利益や意見が決定過程の一部として斟酌されることが可能になる。その結果、被害者又は被害者の家族は、一旦、法廷で決定が下されると、報告を継続されるべきであり、決定が説明されるべきである。」

139 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118 at 217.

140 これは、首席裁判官 (Lord Chief Justice of England and Wales) であったファーカーソン卿が委員長を務めた委員会により作成されたもので、法廷で弁論をする検察官の役割と責務に関するガイドライン (“The Farquharson Guidelines on the Role and Responsibilities of the Prosecution Advocate”) である。なお、下記 URL に掲載があ

検察官（Prosecution Advocate：以下、PAと略す場合がある）の役割を提示したものであり、以下のように規定されている。：

【Farquharson Guideline, at para. 6.3】

PAは、適切な方針が、手続開始又は継続前に、答弁を受け入れることであるか、又は起訴に関する証拠（evidence on the indictment）、乃至はその証拠の一部を提供しないという見解を形成する場合、そのPAは、次のことをすべきである。

- i. 実施できるときはいつでも、その立場を説明するために裁判所に出廷する被害者又はその家族と話すこと。
- ii. 被害者の利益、又は被害者やその家族により表明された如何なる意見も決定過程（decision-making process）の一部として斟酌されることを確保すること。
- iii. 出廷した被害者やその家族に、下された決定の報告と説明を継続すること。適切な場合には、そのPAは、被害者やその家族との話し合いを促すために、コート・ヒアリング（court hearing）の延期を求めることができる。

るので紹介する。<http://www.cps.gov.uk/publications/prosecution/farqbooklet.html>
(last accessed, 27 February 2012).

ホールは、上記のファーカーソン・ガイドラインの意義を二つ挙げる。¹⁴¹一つは、申立てられた答弁について、被害者側と意見交換をする目的で、手続の延長が純粋に正当化される場合には延長を容認することである。もう一つは、CPSの義務をCPSにメンバーとして所属しているバリスタのみならず、(CPSから依頼を受けて事件を受任した) 検察代理バリスタ (member of the self-employed Bar) にも拡大して適用されることになったことである。

ジョーンズらは、これらのドキュメント (公文書) に共通する点は、「被害者の利益や見解の斟酌を検察官に要求していること」¹⁴²であると特筆する。では、こうした役割が、検察官の独立性と両立するのであろうか。この点については、次の(4)で扱うジョーンズらの分析が参考に値する。

(4) 検察官の独立性を害するかどうかの検討

ジョーンズは、「留置中の死亡 (“Death in state custody”) 事案」¹⁴³を手がかりに、前述したように被害者 (その家族) 側とのミーティングが、「検察官の独立性」に影響を与えるか否かの問題について、以下のように分析してその懸念を払拭する。¹⁴⁴

141 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118 at 217.

142 *Ibid.*

143 CPS の website では、“what is a death in custody?” というタイトルの項目があり、その定義についての説明がある。それによると、(この件に関する) 「CPSの手続は、警察署又は警察留置場内で起きた死亡に限定されないが、警察との接触後に起きた死亡で、死亡と接触との間に因果関係があるものを含む。警察官が致命的な発砲をした場合で、警察が関わる致命的な発砲も、これらの特別な手続に含まれる。しかし、道路交通事故が関わる死亡は、除かれる。」と説明されている。

See, http://www.cps.gov.uk/publications/prosecution/death_custody.html#a02 (last accessed, 29 February 2012). なお、A. Sanders, et al., *supra* note 128, at 223. の説明によると、§ 118 of PACE(Police and Criminal Evidence Act 1984) の定義を引用して、警察署外で警察と接触した場合を含む死亡事案を指すと定義している。なお、イギリスでは1990年から2003年の間に、627名が警察署内の留置中に死亡している。このデータによれば、死亡について民事上の不法又は刑事上訴追された案件は、11名の事案についてのみであり、これらの事案で有罪とされた者はいなかった。さらに、2003年から5年で年間当たり96名が死亡したという状況が指摘されている。A. Sanders, et al., *supra* note 128, at 223.

144 本節の以下は、D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 218-219. を整理し分析し

2003年に法務総裁は「*Review of the Role and Practices of the Crown Prosecution Service in Cases Arising from a Death in Custody*」(July 2003)(以下、法務総裁による2003年レビューと略す場合がある)¹⁴⁵を公表した。これに関してジョーンズらは、次のように説明する。このレビューの目的は、CPSの実務を検討し、いくらかの改革が必要であるかどうかを評価することであった。¹⁴⁶そして当該レビューは、前述した「DCVスキーム」の下で描かれるコミュニケーションを一層強化した手続が必要とされると結論づけた。¹⁴⁷とりわけジョーンズらは、「三段階アプローチ (three-stage approach)」と呼ぶものに注目する。これは、2003年レビューが公表されて以来、“death in custody”で適用・運用されてきたものであり、当該レビューが提示するものである。¹⁴⁸ジョーンズらは、決定過程において被害者の家族とのミーティングが、検察官の判断の独立性に影響を与えるかどうかという視点から三段階アプローチを考察している。¹⁴⁹その三段階アプローチの手続は、ジョーンズらの説明を整理すると、¹⁵⁰次のようなプロセスになる (図3)。

(図3 : “death in custody case” における遺族とのミーティングのプロセス)

* 第一段階 :

「捜査開始後」に、担当の検察官が最初のミーティングをその家族に提供す

たものである。

145 <http://www.cps.gov.uk/Publications/docs/agdeathscust.pdf> (last accessed 28 February 2012).

146 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118 at 218.

147 *Ibid.*

148 *Ibid.*

149 *Id.* at 218-219.

150 “*Review of the Role and Practices of the Crown Prosecution Service in Cases Arising from a Death in Custody*” (July 2003). Cited in, D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 218.

る。そのミーティングでは、その検察官が自分の役割を説明し、さらにその家族が差し迫った心配事を提起することや、又は検察官が適切であるとする情報を提供することが可能である。

↓

* 第二段階：

「検察官が警察から提供された証拠の見直しを開始した時点」で、二回目のミーティングが行われる。但し、そのミーティングは起訴決定が行われる前に開催される。ミーティングの目的は、事件の争点と、証明しなければならない証拠の要件を説明し、さらに、検事規範にある証拠上の要件について一層詳細に検討することである。

↓

* 第三段階：

「起訴決定が行われた後」にその決定について説明をするために、最終ミーティングが開催される。

ジョーンズらは、このプロセスを次のように分析する。上記「* 第三段階」のミーティングに関しては、死亡事案のミーティングを提供する（前述した）DCVスキームの下での原則及び実務と一致していると述べる。¹⁵¹一方で、「* 第一段階」と「* 第二段階」のミーティングに関しては、“death in custody case”に「特有のもの」として分析する。¹⁵²では、この二つのミーティングが、検察官が行う決定の独立性に影響を与えるのであろうか。この点ジョーンズらは、とりわけ「* 第二段階」のミーティングについて、法務総裁が2003年のレ

151 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 218.

152 *Ibid.*

ビューの中で触れた次のことを挙げる。¹⁵³：(筆者が下線を追加)

「検察官は不本意な決定に促されるリスクを警戒する必要がある、また敏感且つ臨機応変に対処する必要があるであろう。被害者の家族がその証拠の強さに関して表明する幾らかの見解によって検察官が不当な影響を与えられないことが重要である。他方で、遺族が証拠の十分性に関する検察官の決定に適切な追加的情報や新たな視点を持つ場合、検察官が最終的な決定に達する前に、これらを考慮することは、完全に正当であり、非常に正しいことである。」¹⁵⁴

ジョーンズらは、このように2003年レビューが、その後続く刑事手続について潜在的な先入観を避けるために議論されることには限界もあることを認めていると指摘する。¹⁵⁵しかしジョーンズらは、2003年レビューの中で法務総裁が明らかにした内容として、「結局、下される決定は、CPS 検察官のものでなければならない。その検察官は、検事規範に従って専門的な判断をする」¹⁵⁶と述べたことを挙げる。そしてジョーンズらは、次のように検察官の独立性には問題が生じないことを強調する。¹⁵⁷それは、①「最終的な決定が行われる前に」、被害者の家族とミーティングをすること、及び②「証拠上の考慮を家族に対してアドバイスし、追加的な情報とコメントを提供するように家族に促すこと」は、その家族を決定権者にするのではないと述べていることである。

もっとも、ジョーンズらは当該レビューが、経験豊富な検察官であっても、しばしばプレッシャーを感じるものであり、それを無視することはできないこ

153 “*Review of the Role and Practices of the Crown Prosecution Service in Cases Arising from a Death in Custody*” (July 2003). Cited in, D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 218.

154 *Review of the Role and Practices of the Crown Prosecution Service in Cases Arising from a Death in Custody*” (July 2003). at para. 8.74.

155 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 218.

156 “*Review of the Role and Practices of the Crown Prosecution Service in Cases Arising from a Death in Custody*” (July 2003) at para. 8.79.

157 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 219.

とから、CPSは、最初から全ての家族との「全ての面会のパラメーター (the parameter of all meetings)¹⁵⁸」を明確にしてする準備をして、結果に影響を与える全ての要因を設定することで、中立であると述べる¹⁵⁹。

上記のように展開されるジョーンズらの見解を整理すると、検察官は、検事規範に従って専門的な判断をする上、仮に検察官がプレッシャーを感じる場面はあるとしても、被害者らとのミーティングでは、面会の範囲を明確にすることで、検察官の独立性を害する事はないというのがジョーンズらの論理である。

(5) 証人保護部 (Witness Care Unit) の設置¹⁶⁰

ジョーンズらは、CPSが警察と連携して証人の保護にも取り組んでいることも評価している¹⁶¹。当初、CPSは被害者に対する訴追決定のコミュニケーションの改善に努めてきたが、法廷の内外で、手続の進行中に一層手厚い支援の必要があると考えた。そして、2005年に、傷付きやすい証人のために組織されたのが、「証人保護部」である。これは、「証人無くして、正義無しプロジェクト “No Witness No Justice project (NWNJ)”¹⁶²」の下で、2003年に提示されたパイロット・スキームの結果として設置された。証人保護部は、警察とCPSの人事部門から集められた「証人保護官 (Witness Care Officers)」により連帯して構成された¹⁶³。

証人保護部の目的は、出廷のストレスを最小限にし、彼らに便利な方法で事

158 “*Review of the Role and Practices of the Crown Prosecution Service in Cases Arising from a Death in Custody*” (July 2003) at para. 8.80.

159 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 219.

160 奥村・前掲注17・被害者学研究80頁によると、証言・開廷の期日、裁判結果等の情報提供を行う機関。なお、被害者実務規範では当該機関の役割等が明記されている。Home Office, *Code of Practice for Victims of Crime* at para. 6.1-6.9.

161 本節では以下、D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 219. に基づいて紹介する。

162 ちなみに、当該プロジェクトについては、<http://www.cps.gov.uk/legal/assets/uploads/files/024239%20-%20witness%20care%20project%20minimum%20requirements.pdf> (last accessed, 27 February 2012).

163 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 219.

件についての情報更新を継続することができるように、被害者と証人のための単一窓口を提供することと、刑事手続で必要且つ適切な支援を被害者たちに提供するために、被害者のニーズの評価も行っている。¹⁶⁴

このように検察と同様に証人保護部も被害者への情報提供を行うが、ジョーンズらによると、両者の役割の違いは、検察官が「訴追決定を説明する責務」と「法廷で情報を提供する責務」を負うのに対し、証人保護部は「事件の進展を被害者に通知する責務」を負うことにあると説明される。¹⁶⁵

このようにジョーンズらは、自らが所属するCPSの取組みを紹介しながら、証人保護官の設置について、「被害者のためのサービス提供にとって重要な展開を象徴する」と評価している。但し、その一方で、「そのスタッフ（証人保護官）は、多くの場合、検事ではなく、警察のスタッフである」と認めているように、CPSと警察との連携が具体的にどの程度効果的に機能しているのかについては、ジョーンズは明確にしていない。¹⁶⁶

（6）ジョーンズらによるホールへの反論

ところでジョーンズらは、検察官の役割に関するホールの分析に対して反論を展開しており、それを整理すると次のようになる。：

◆反論①¹⁶⁷：

前述したようにホールは、検察官誓約や実務規範の制定を通して、CPSと検察官が「被害者らのための重要な情報源」になったと分析している。この見解に対して、ジョーンズらは、それらの義務は、検察官誓約や被害者実務規範

164 *Ibid.*

165 *Id.* at 220.

166 *Ibid.*

167 この項目は、D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 220. を中心に補足しながら整理した。

の公表される以前から存在していたと反論する。¹⁶⁸ 但しジョーンズらは、ホールが指摘するように検察官の間の文化的変化が求められた事自体には「疑いがない」とした上で、むしろこの過程は2005年と2006年の検事規範や被害者実務規範の公表後ではなく、90年代に始まり、過去10年間で加速したと分析する。¹⁶⁹

ジョーンズらは検事規範と被害者実務規範が公表された意義を次のように分析する。それは、これらが、以前から存在していた手続と責務を「統合整備するもの」であり、どちらも、「新たな手続やサービスを生み出すものではなかった」と述べる。¹⁷⁰

例えば、被害者実務規範に規定された責務の一部は、被害者憲章においても見出すことができると指摘する。なぜなら、被害者実務規範の根拠は、2001年の内務省の「被害者憲章についてのレビュー：コンサルテーション・ペーパー (*Review of the Victims Charter: A consultation Paper, (2001).*)」にあると述べる。¹⁷¹

また同様の事は、検察官誓約についても、その公表以前から既に検察官が約束した責務が提示されており、その内容はその他のドキュメント¹⁷²の中でも見出すことができると指摘する。¹⁷³

なおこの点、Ⅲ (2) で触れたように「グライドウェル・レビューとファーソン報告書が、CPSに情報提供の責務を警察から移す推進力になった」と¹⁷⁴明確にジョーンズらが述べていることは、ジョーンズらが被害者に対し情報提供を

168 *Ibid.*

169 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 222.

170 *Id.* at 220.

171 確認したところ、確かに Home Office, *Review of the Victims Charter: A consultation Paper (2001)*, at 16-17. には、CPS の責務が明記されており、そのいくつかはジョーンズらの指摘にあるように、被害者規範の内容と一致している。例えば、*Id.* at 17 (9) に明記されている内容は、被害者規範 at para.7.10. の内容と共通する。また、*Id.* at 17 (11) に明記されている内容は、被害者規範 at para.7.11. の内容と共通する。

172 ここでは、上記の法務総裁ガイドラインやファーカーソン・ガイドラインのことを指していると思われる。

173 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 220.

174 *Ibid.*

する検察官の役割が検察官誓約や実務規範以前から存在していたと主張していることを裏付ける。さらに、Ⅲ（２）で詳述したようにジョーンズは、一部の説明責任については、依然として警察にあることを指摘している¹⁷⁵。

◆反論②¹⁷⁶：

前述したようにホールは、検察官誓約や被害者実務規範により検察官の役割が、弁護側による反対尋問や減輕を求める弁論（mitigation）において、「人格に対する不当な攻撃から被害者らを保護する事」になったと述べる¹⁷⁷。

しかし、ジョーンズらは、そもそも検察官らは、「不正確又は関連性を欠く反対尋問や減輕を求める弁論に対して異議を申立てる一般的義務」を負うのであり、被害者を保護する問題は別の問題であると反論する¹⁷⁸。その具体的根拠として、この義務がバリスタ行動準則（the Bar Code of Conduct）や検事規範¹⁷⁹に提示され、前記2005年の法務総裁ガイドライン¹⁸¹でも明記されていることを挙げる。

これらの理由から、検察官誓約と被害者実務規範に明記されたCPSや検察官の役割は、むしろ検察官「固有の活動」として、従前から存在していたとホールは反論する¹⁸²。その上で、「その重要なポイントは、その役割が新しいというよりも、歴史的に見れば、検察官は全ての被害者たちに十分な配慮をしたわけ

175 *Ibid.*

176 この項目は、*Ibid.* を整理したものである。

177 M. Hall, *supra* note 34, at 38.

178 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 220.

179 (e) of 10.8 of Code of Conduct of the Bar, (8th). § 10に「訴追側代理人 (prosecuting counsel)」に関する規定がある。<http://www.barstandardsboard.org.uk/regulatory-requirements/the-code-of-conduct/> (last accessed, 28 February 2012)

180 当時の検事規範が見当たらず確認できなかったが、現行の検事規範では、CPS *Code for Crown Prosecutors*, (2010) at para. 11.5.

181 Under section E1 of the *Attorney General's Guidelines on the Acceptance of Pleas and the Prosecutor's Role in the Sentencing Exercise*, (2005).

182 See, D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 221.

ではないし、ルールや手続に従わないことが犯罪被害者に与える影響を検討したわけでもない¹⁸³と述べ、被害者への役割・義務が果たされてこなかったことを認める。その理由として、被害者に対する中傷的な減軽を求める弁論に対して裁判官がそれを信じるとは考えられなかったことから、検察官が異議を唱えなかった¹⁸⁴ことを挙げる。

では、なぜ検察官誓約や被害者実務規範が公表されたのであろうか。ジョーンズらは、被害者関連の法令が制定された意義は、それらは被害者らがCPSから期待できるサービス基準を提示する「公文書 (“public documents”)¹⁸⁵」であることにあると述べる。そして、このような上記誓約及び規範に関して、これらは法的執行力を持つ意味での法的権利を確立するには至っていないが、内部的な苦情処理手続により「救済手段は存在する」と反論する¹⁸⁶。つまり、これまで遵守されてこなかった被害者への義務・役割が公文書とされ、さらに救済措置が規定されたことを評価するのである。

その一方でジョーンズらは、CPSの取組みについて次のような評価もしている。ジョーンズらは、“Office for Criminal Justice Reform (OCJR)”によって請け負われた“Witness and Victims Experience Survey (WAVES)”の最新の調査結果¹⁸⁷を挙げ、調査を受けた被害者の81%が刑事司法制度に触れたことを肯定的に評価していると紹介する。もっともその一方で、(チャージの時点ならば) 検察官又は(その後であれば) 証人保護部が、証人の必要性を明確化すること、証人請求の一貫性、及び効率的な事件処理等の課題を例に挙げながら、被害者がCPSに期待するサービスを明確化する改善の余地があること

183 See, *Ibid.*

184 *Ibid.*

185 *Ibid.*

186 *Ibid.*

187 Criminal Justice Joint Inspection, *Report of the Joint Thematic Review of Victim and Witness Experience in the Criminal Justice System*, (2009) at 12. なお、下記 URL で公開されている。

http://www.hmcpai.gov.uk/documents/reports/CJJI_THM/VWEX/VW_thm_May09_rpt.pdf (last accessed, 28 February 2012).

を認める。¹⁸⁸

ここで展開されたジョーンズらの見解を整理すると、検察官誓約及び被害者実務規範の公表により、被害者に対する検察官の義務・役割が生じたわけではなく、それよりも以前から存在していたと述べる。そして、それらは検察官固有のものであると強調している。

(7) 二つの追加的スキームについての分析

そして、検察官誓約と被害者実務規範の公表以後、次節で取り上げる二つの追加的スキームがCPSによって導入された。ジョーンズらはそれらについて、これまでの展開を基に築かれたものであり、「検察官らが被害者らと直接持つコンタクトの量を増やす」ものであると見ている。¹⁸⁹

(A) 追加的スキーム①：“Victim Focus scheme”について¹⁹⁰

ジョーンズらは、VFスキームについて、「Victim Focus schemeの下で提供され強化されたサービス」が検察官に「チャンス」を与えることを強調する。すなわち、そのチャンスとは、「事件に関する情報を遺族に提供し、VPSの運用に関するアドバイスを提供する」だけでなく、「被害者の期待に応える」チャンスを検察官に与えると言うのである。¹⁹¹このようにジョーンズらは、VFスキームを検察官側にとっての好機と捉えている。

このようにホールは、被害者及び検察官の双方にとってメリットがあることを強調しており、被害者参加モデルの価値と犯罪統制モデルの価値との共通する側面が認められることを指摘していると言えよう。

188 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 222.

189 *Ibid.*

190 当該項目は、*Id.* at 222-24. を中心にまとめた。

191 *Id.* at 223-224.

(B) 追加的スキーム②: 「公判前証人インタビュー (pre-trial witness interview) 」
について¹⁹²

次にジョーンズらは、2008年2月から全国的に導入された「公判前証人インタビュー (以下、公判前インタビューと略す場合がある)」について言及する。これは、検察官が証人としての被害者と接触するインタビューである。その目的は、証人の証拠の信頼性 (the reliability of a witness's evidence) を評価することや、複雑な証拠 (complex evidence) を理解することに役立てることにあると説明されている。そのインタビューは、「任意」であり、強制することはできない。公判前インタビューは、「検察長官 (Director of Public Prosecutor :以下、DPPと略す)¹⁹³」により発布された実務規範 (“pre-trial witness interview :Code of Practice”) により運用される。

ジョーンズらは、こうした公判前インタビューは、被害者や証人のケアに何らかの二次的利益を持ちうる一方で、それは (インタビューを受ける側の大部分が被害者である傾向があるが) 単に被害者にとどまらず、「全ての証人に適用」される点で、主として決定過程を手助けするための「検察官らの道具 (a tool for prosecutors)¹⁹⁴」であると明確に位置づける。

その上でジョーンズらは、公判前インタビューの被害者に対するメリットを下記のように挙げる。¹⁹⁵第一に、当該インタビューは、検察官が証人に対して手

192 公判前証人インタビューについては、下記資料を基に整理・分析した。Id. at 224. なお、CPSのサイトで詳しい説明が掲載されている。

http://www.cps.gov.uk/victims_witnesses/resources/interviews.html#a02 (last accessed, 28 February 2012).

193 小山・前掲注4・西南学院大学法学論集133~134頁、脚注22によると、1985年犯罪訴追法 (Prosecutions of Offences Act 1985: POA 1985) により創設されたCPSは、「従来から多くの警察に属していた訴追ソリシタ部を警察=地方組織から切り離し、既存の国家機関たる公訴局長のもとに再編成した」という経緯がある。それによると、その際に、組織・機能を大きく変更したことから、同法施行前後でDPPの名称を区別し、施行以前を「公訴局長」と呼び、施行後を「検察長官」と表現していることから、本稿も「検察長官」と訳語を使用する。

194 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 224.

195 *Ibid.*

続を説明し、いくらかの質問に応答する機会を提供する。第二に、被害者と検察官とがいくらか信頼関係を構築し得る。第三に、被害者らは事件が専門的に処理されるという確信を抱き、十分な情報を得た上での決定が行われ、自分たちの提供した証拠の全ての側面が検討されているという確信を抱き得る。

このように、ジョーンズらは公判前証人インタビューを「検察官の道具」として位置づけながらも、そこから「派生する二次的メリット」として、被害者の利益にも適うと分析している。つまりこれを三極モデルの分析手法に当てはめると、訴追者の利益を優先する犯罪統制モデルの価値を主たる目的として、その限度内で副次的に被害者参加モデルの価値にもメリットがあるという捉え方を点であると考えられる。

(8) ジョーンズらの結論に対する分析

これらの分析を通して、ジョーンズらは、以下のように結論付ける¹⁹⁶。それは、個々人の被害者らはそれぞれが様々な要求を持っているものの、決定に関する説明や情報提供を受ける等、丁寧な扱いを受けることは、「普遍的な要求」であると述べる。その上で、サービス提供は望ましい側面があるが、始めから終わりまで、一貫したプロセスを通して提供される被害者及び証人への支援が必要であると述べて、今後の課題を示す¹⁹⁷。

さらにジョーンズらは、「我々CPS側は被害者・証人らと検察官らとの関係を正しく把握する必要がある¹⁹⁸」と述べる。そして、「被害者・証人らの要求や関心事を意識すること」や、「刑事司法制度の不快な部分に関するトラウマ経験を和らげるための必要な措置を講じること」が、「必ずしも検察官の独立性を害することにはならない¹⁹⁹」と断言する。

196 以下、本節は *Id.* at 224-225に基づいて整理したものである。

197 *Id.* at 225.

198 *Ibid.*

199 *Ibid.*

このようにジョーンズらは刑事手続での一層の被害者支援の必要性をCPSに求める一方で、それが検察官の独立性と対立しないと強調し、次のように結論付ける。(下線部は筆者が付け加えた)：

「被害者又は証人は、法律上厳密な意味で必ずしも手続の「当事者」である必要はない。むしろ、彼らは、①配慮を払われ尊重されて扱われること、②何が起きたのかを知らされること、及び③被害者らの個々のニーズに最も適したサービスのレベルについて発言権を持つことができる。被害者や証人らのニーズを適切に考慮することは、被害者や証人らが刑事司法制度において有意義な役割を持つと彼らを説得することに欠かせず、且つその役割について一層理解を助けることに極めて重要なものである²⁰⁰」

こうしたジョーンズらの結論を特徴付けるならば、ジョーンズらは、訴追者の利益となる犯罪統制モデルの価値を重視しながらも、(上記の引用部分でも示されているように)被害者や証人の役割が刑事司法にとって重要であるという認識から、一定の限度で被害者参加モデルの価値と犯罪統制モデルとの関係を調和的に捉えているように思われる。とりわけ、被害者が当事者ではないと位置づけながらも、被害者側に配慮をすることや、被害者のニーズを考慮する事が重要であるとの認識が示されている点で被害者参加モデルの重要性を意識していると言えよう。

IV：考察

(1) 訴追判断手続について法規範の確認

最後の考察に入る前に、前述した内容と重複する箇所もあるが、検察官の義務を検討する上で訴追判断手続について「2010年版」検事規範を改めて確認す

200 *Ibid.*

る。検事規範によると、チャージをする場合の実質的責任（軽微な犯罪を除く）は、検事にあると言われている。チャージの判断をする際に、検事は検事規範に従うことになっている。²⁰¹

検事は、警察から送れた資料に基づき「完全規範テスト（Full Code Test）」²⁰³により審査をする。それは次の二つの段階の審査を満たしている場合のみ、検察官は訴追を開始又は継続しなくてはならない。第一は「証拠段階（“the evidential stage”）」²⁰⁴の審査²⁰⁵である。ここで、有罪判決の現実的見通しを立てる十分な証拠があるかどうかを検討される。そして次いで第二の「公益段階（“the public interest stage”）」²⁰⁷の審査²⁰⁶である。この第二段階の審査では、「検察官らは、犯罪がもたらした衝撃について、被害者により表明された見解を斟酌するべきである」²⁰⁸と規定されている。その上、事件の終結又はチャージ

201 小山・前掲注4・西南学院大学法学論集70頁によると、従来までチャージは警察のみが利用可能な訴追方法であったが、2003年刑事司法法が訴追方式を変更して公訴官（Public Prosecutor）が刑事手続を開始する新たな訴追方法を認めた。同書75頁によると、次のように説明される。2003年刑事司法法による改正の結果、「身柄拘束」され且つ「告発するに足る証拠があると判断」された被疑者の処理のうち、「検察庁官（Director of Public Prosecutions: DPP）の判断を待つ目的で、告発することなく保釈に基づいて釈放する判断がなされた場合」、捜査官はDPPが発する指針（Guideline）で示された情報をDPP及び検事（CP）（DPPの指揮を受けても同一の権限を持つ）に送付しなければならず、検事（CP）は送付された捜査資料に基づいて、後述する「完全規範テスト」という（従来から存在する）審査基準を活用して、「チャージの当否」を判断する。もともと2003年施行後もCPSの関与なく警察は自らチャージできるが、DPPが発する指針に拘束される。なお同書73頁以下では、2003年刑事司法法施行後の訴追手続について詳しく説明されている。同書70～71頁、75頁、79頁によると、（軽微な事案を除いて）チャージ判断の実質的責任は検事にあり、検事は警察（捜査官）から証拠資料を送付された際にそれに基づいて「完全規範テスト“Full Code Test”」と呼ばれる審査を行う。この完全規範テストでは、「証拠の十分性」と「公益性」を判断して、①告発の是非、②いかなる犯罪で告発するか、及び③警告をするべきかを判断する。その上で、検事は、自己の判断を書面で捜査官に対して伝達することになっている。

202 但し、小山・前掲注127・西南学院大学法学論集 76頁（脚注75）によると、チャージの判断はCPS（CP）によってなされるが、実際に告発自体を行うのは「留置管理官（Custody Officer: CO）」である。

203 「完全規範テスト」に関して、小山・前掲注127・西南学院大学法学論集79頁参照。

para. Code for Crown Prosecutors (2010), para. 3.4.

para. Code for Crown Prosecutors (2010), para. 4.5-4.9.

206 Code for Crown Prosecutors (2010), para. 4.5.

207 Code for Crown Prosecutors (2010), para. 4.10-4.20.

208 Code for Crown Prosecutors (2010), para. 4.18.

の実質的変更の時のように、検察官が被害者に対して説明責任を持つ場合、「検察官らは、被害者実務規範と、関連するCPSの全てのガイダンスを遵守しなければならない²⁰⁹」と規定されている。また、「有罪答弁の受け入れ (Accepting Guilty Pleas)」に関しても明記されている。検察官は、有罪答弁を受け入れることが公益に適うかどうかを決定する際に、被害者又はその遺族の利益を考慮し、「可能な場合」には、彼らの見解を考慮することが求められている。但し注意すべきは、あくまでも受け入れの可否を決定するのは検察官であることが明記されている²¹⁰。さらに、「量刑における検察官の役割」に関する規定において、検察官はVPSに裁判所の注意を向けることにより、適切な量刑を手助けする義務を持つことが明記されている²¹¹。他方で、検察官の活動に関して、検察官は「依頼者の為に活動するソリシタ」ではなく、「被害者又はその家族のために活動しない²¹²」と規定されている。

このように概観すると、確かに検事規範は、被害者への義務を取り込んでい一方、その最終的決定権はあくまで検察官にあると位置づけられていることが確認できる。

(2) 考察

最後に、上述してきたことを整理した上で、両者の議論を分析して見えてきたことに若干の考察を加えることとする。「ホール」は、被害者実務規範や検察官誓約といった被害者関連の法令を通して、「検察官の文化が変化」し、それにより被害者への義務・役割が検察官に担わされたと見る。それにもかかわらず、それら被害者関連の法令には、法的執行力が不十分であり、「真の権利」と言えない現状を批判的に考察する。もっとも、前述したようにホールは現状

209 Code for Crown Prosecutors (2010), para. 4.20.

210 Code for Crown Prosecutors (2010), para. 10.3.

211 Code for Crown Prosecutors (2010), para. 11.1.

212 Code for Crown Prosecutors (2010), para. 4.19.

の分析に徹しており、自らの立場を必ずしも明確にしているとは言えない。しかし、ホールの批判は被害者の権利・利益を尊重する立場から、被害者に対する義務・役割が存在するにもかかわらず、それに対する被害者の権利が実質的なものになっていない現状を批判的に分析していると考えられるため、「被害者参加モデル」の価値を重視していると思われる。

それに対して、「CPSの政策に関与する立場」であるジョーンズらは、今後も一定の改善が必要なことを認めながらも、主としてこれまでのCPSの被害者への取組みを肯定的に評価する。とりわけ、上記のようにホールが検察官誓約と被害者実務規範の制定の意義が、被害者に対する検察官の新たな役割を課した点であると分析しているのに対し、ジョーンズらは、もっと以前からそのような役割が担わされており、従来の検察官の役割の中に既に含まれていたというスタンスを採る。ジョーンズらの立場は、被害者に対する義務をあくまでも検察官固有の役割と関連させて解釈する点で、犯罪統制モデルと被害者参加モデルの価値とが共通する側面に注目していると思われる。では、両者の議論から見えてきたことを分析することとする。

第一に、彼らの主張で一致・共通する点はどこであろうか。こうしたホールとジョーンズとの間で一致する「共通認識」は、既に検察官が犯罪被害者に対して何らかの「責務・義務を有している」ことである。つまり、両者は被害者を尊重する「被害者参加モデル」の価値が、犯罪統制モデルの価値と関連性を有していることを示唆していると言えよう。確かに、そのような役割・義務が存在していることは、検事規範、検察官誓約、及び被害者実務規範に明記されている点でも明白である。

第二に、両者の見解で「対立する認識」はどこであろうか。それは、被害者に対する検察官の義務・役割に関する本質的捉え方が異なるのである。まずそれは、検察官誓約や被害者実務規範といった被害者関連法令の意義についての捉え方に現れていると思われる。

ホールは「被害者関連法令」の整備・制定が検察官の文化を変化させ、被害

者に対する新しい義務・役割を検察官に担わせることになったと解するのに対し、ジョーンズらは、上記の被害者関連法令の意義を形式的なものと捉えた上で、被害者への義務・役割は従来から検察官「固有の」義務・役割に含まれる一部であったと解している。ホールの見解によると、そのような役割が担わされたにもかかわらず、「現状では」それらが被害者らにとって法的執行力を欠く点で「真の権利」と言えないことから、ホールは被害者の期待を喪失させる懸念がある点を指摘している。ホールの分析は被害者参加モデルと犯罪統制モデルとの間で「現在の生じている矛盾」を指摘するものと言えよう。一方でジョーンズらの見解は、被害者関連法令を従来から存在していた手続と責務（支援・保護・協議）を「統合整備するもの」と理解した上で、「新たな手続やサービスを生み出すものではなかった」と述べている。²¹³ すなわち、被害者に対する義務・役割を検察官固有の義務・役割として捉えている。このことは、ジョーンズらが「犯罪被害者に対する情報の提供と支援は、現代の検察官の不可欠な機能であり、独立した訴追決定過程と対立するわけではない」と明確に位置づける²¹⁴ことからも明白である。すなわち、このようにジョーンズらの見解は、被害者参加モデルの価値を犯罪統制モデルの価値と共通・調和しているものと捉えている。ジョーンズらのように解すれば、犯罪統制モデルの価値と被害者参加モデルとの価値との調和する側面があり得ることになるであろう。

では第三に、ジョーンズらが言うように、検察官の役割・義務が被害者参加モデルの価値と調和するものであると捉えているとしても、この二つの価値は本質的には異質のものであるため、被害者に対する義務・役割をどのように捉えるのかにより、両モデルの関連性についてその具体的な解釈は異なると思われる。この点に関して、本稿Ⅲ（7）で分析したことに、ジョーンズらの見解が現れているように思われる。確かに、そこで前述したようにVFスキームに関して、被害者のメリットのみならず、「被害者の期待に応える機会を検察官

213 *Id.* at 220.

214 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 212.

に与える²¹⁵」ものであると述べているように、それが被害者の期待に応えるチャンスを検察官に与えるメリットがあると説いている点で、犯罪統制モデルと被害者参加モデルとの共通点を見出していると言える。そのことは、CPSがVFスキームを通して、被害者とのコミュニケーションの構築につながると考えている点でも同様に、両モデルの関連性を調和的捉えているように思われる。しかしながら、その一方で、公判前証人インタビューについてジョーンズらの見方は、犯罪統制モデルと被害者参加モデルとの優越関係を明確にしている。すなわち当該インタビューを「検察官の道具」として位置づけながら、そこから「派生する二次的メリット」として、それは被害者の利益にも適うと分析しているのである。

このようにジョーンズらの見解では、検察官の義務・役割を犯罪統制モデルの価値と被害者参加モデルの価値との調和的に捉えられる解釈と、公判前証人インタビューについての見解に示されているように、犯罪統制モデルに重視する枠組みの中で、被害者の利益にとっても派生的メリットがあると位置づける解釈が見られる。つまり、このことは被害者に対する義務・役割の解釈を巡り、各制度に応じて複数の解釈が存在することを示している。被害者に対する義務が、仮に検察官にとって都合の良い解釈や犯罪統制モデルの枠組みの範囲内で単に被害者参加モデルの価値を利用するだけであれば、被害者参加モデルの価値を取り入れる意義を喪失しかねない。ホールの示した懸念は、そのような警鐘としても意義があるのではないだろうか。公益の代表者としての検察官の義務・役割と、被害者の利益・権利とを調和させるとしても、その趣旨や解釈を慎重に検討することが重要であると思われる。

215 D. Jones & Josie. Brown, *supra* note 118, at 223-224.

V：結語

なお、ホールとジョーンズらの議論は、日本の制度の分析にも示唆となる側面を有している。本稿の冒頭部分で触れたように、日本の「被害者参加人」制度は「検察官を媒介して」裁判所が相当と認めた時に認められる方式が採られ、検察官と被害者参加人との関わりは不可欠な設計になっている。日本国内で被害者参加人制度に対しては、「被害者参加人が検察官と十分なコミュニケーションをとりつつ、裁判所のコントロールを受けている制度設計であることから」、(今のところ)「運用上の混乱が生じていない」という見方もある。²¹⁶

しかし、そこに内在している状況や矛盾を把握しなければ、被害者参加モデルの価値を導入した意義を喪失しかねないのである。ホールとジョーンズらの議論で得られた視座は、本稿で全てを解明できるまでには至らないものの、イギリスのみならず日本にも一つの有益な分析軸を提供するものであろう。

もっとも今後の課題として、本稿で取り上げた両者の議論は、主として犯罪統制モデルと被害者参加モデルとの相互関係に主たる焦点が向けられていたため、適正手続モデルについては詳細な分析が見られなかった。確かにホールは前述したように適正手続モデルと被害者参加モデルとの関係に若干言及し、「被害者の参加権を一層拡大する立場は、厳格な適正手続モデルを支持する者と衝突を繰り返す」と述べているものの、²¹⁷適正手続モデルの視点は刑事手続で欠く事のできない重要なテーマでもあるため、その詳細な分析が必要であろう。さらに、本稿で取り上げた被害者関連の法規範自体に批判がないわけではない。それは、被害者実務規範が、全てのタイプの被害者にとってのサービス基準を含まない点にも²¹⁸批判がある。このように被害者参加については様々な点

216 椎橋隆幸「犯罪被害者対策の現状と課題」ジュリスト1414号 (2011年)150頁。

217 M. Hall, *supra* note 34, at 45.

218 例えば、衛生安全法 (health and safety law) 違反による労働災害について、衛生安全事務局 (Health and Safety Executive: HSE) による調査と訴追にさらされる事故の場合、当該規範は、当該被害者らに適用されないという批判がある BASIA, SPALEK & JO.

で解明すべき点がまだ残されていると思われるが、今後の課題としたい。

最後に、本稿の研究成果について整理する。ホールとジョーンズらの議論を分析して明らかになった点は、被害者に対する検察官の義務・役割が存在している事自体を双方が認めてはいるものの、その本質的捉え方については、双方で見解が異なることが判明した。とりわけ、被害者に対する義務・役割を巡り、「矛盾」すると捉えるホールと、それが「調和」すると捉えるジョーンズらとの論争は、犯罪統制モデルと被害者参加モデルとの間に「対立」する側面と「共通」する側面を有する三極モデルの構造の様相を裏付けるものである。以上のように、ホールとジョーンズらとの議論が提起した課題は、刑事手続において被害者参加モデルの価値を三極モデルの構造の中でどのように位置づけるのかを巡り一つの重要な視点を提供するであろう。

*本稿は、九州国際大学「現代法政研究室」の研究プロジェクトで得た助成による成果の一部でもある。

CAMPLING, *CRIME VICTIMS: THEOEY, POLICYAND PRACTICE*, (PALGRAVE MACMILLAN, 2006) at 105.